

# 山口県地域防災計画（震災対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																														
<p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 本 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出<del>救護</del>に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設<del>の保全</del>に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国管区 警察局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>3 関係機関との協力に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の運用に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国 財 務 局 (山口財務事務所)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<del>及び移動電源車</del>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出<del>救護</del>に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設<del>の保全</del>に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> </ol>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>3 関係機関との協力に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の運用に関すること。</li> </ol>	中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</li> </ol>	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<del>及び移動電源車</del>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</li> </ol>	<p><b>第1編 総則</b></p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び県民・事業所のとるべき措置</p> <p>1 県（1-1-5）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">警 察 本 部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出<del>救護</del><u>救助</u>に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設<del>の保全</del><u>(削除)</u>に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table> <p>3 指定地方行政機関（1-1-6）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th style="width: 85%;">事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">中国四国管区 警察局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>3 関係機関との協力に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の運用に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><del>中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）</del></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u></li> <li>2 <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u></li> <li>3 <u>特別行政相談所の開設</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国 財 務 局 (山口財務事務所)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国総合通信局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<del>、発電機</del>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出<del>救護</del><u>救助</u>に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設<del>の保全</del><u>(削除)</u>に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> </ol>	機関の名称	事務又は業務の大綱	中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>3 関係機関との協力に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の運用に関すること。</li> </ol>	<del>中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）</del>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u></li> <li>2 <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u></li> <li>3 <u>特別行政相談所の開設</u></li> </ol>	中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</li> </ol>	(略)		中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<del>、発電機</del>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</li> </ol>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）が指定地方行政機関に指定されたことに伴う追加</p> <p>表現の適正化</p>
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出<del>救護</del>に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設<del>の保全</del>に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> </ol>																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>3 関係機関との協力に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の運用に関すること。</li> </ol>																															
中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</li> </ol>																															
(略)																																
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<del>及び移動電源車</del>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</li> </ol>																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
警 察 本 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること。</li> <li>2 被災者の救出<del>救護</del><u>救助</u>に関すること。</li> <li>3 避難の指示及び誘導に関すること。</li> <li>4 緊急交通路の確保に関すること。</li> <li>5 信号機等交通安全施設<del>の保全</del><u>(削除)</u>に関すること。</li> <li>6 遺体の検視に関すること。</li> <li>7 避難住民の援助及び被災地域の犯罪の予防その他の社会秩序の維持等に関すること。</li> <li>8 緊急通行車両確認証明書の発行に関すること。</li> </ol>																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																															
中国四国管区 警察局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各警察の調整及び応援派遣に関すること。</li> <li>2 他管区警察局との連携に関すること。</li> <li>3 関係機関との協力に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>5 警察通信の運用に関すること。</li> </ol>																															
<del>中国四国管区行政評価局（山口行政監視行政相談センター）</del>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u></li> <li>2 <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u></li> <li>3 <u>特別行政相談所の開設</u></li> </ol>																															
中国 財 務 局 (山口財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資等に関すること。</li> <li>2 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上会に関すること。</li> <li>3 災害時の金融機関、証券会社等の緊急措置に関すること。</li> <li>4 地方公共団体に対する災害の応急措置の用に供する国有財産の無償貸付等に関すること。</li> </ol>																															
(略)																																
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>2 電波の監理及び電気通信の確保に関すること。</li> <li>3 災害時における非常通信の運用監督に関すること。</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成に関すること。</li> <li>5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器<del>、発電機</del>等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。</li> </ol>																															

現 行

修 正 案

備 考

5 指定公共機関（1-1-9）

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ (中国支社山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。

5 指定公共機関（1-1-9）

機関の名称	事務又は業務の大綱
NTT西日本株式会社 (山口支店)	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び気象情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
株式会社 NTTドコモ (中国支社(削除))	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保及び情報の伝達に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。

社名変更

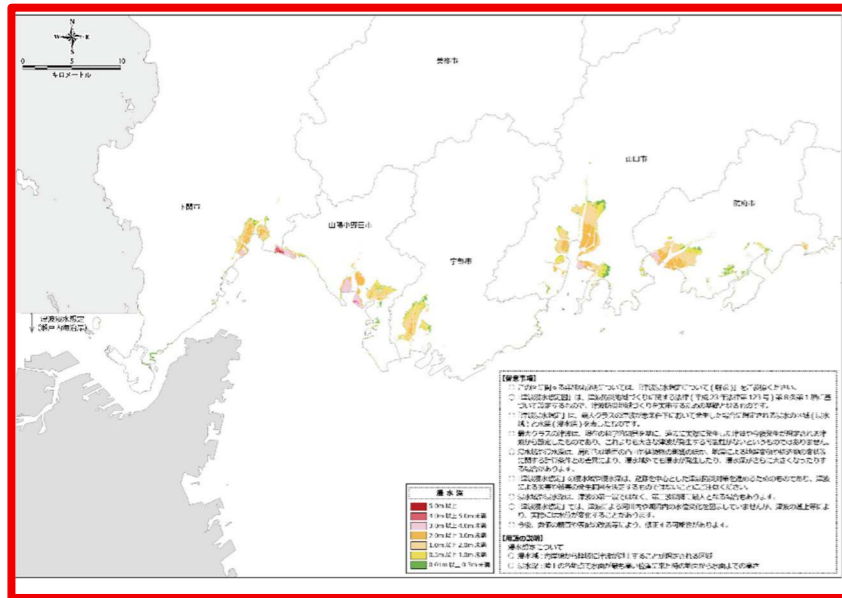
表現の適正化

第3章 山口県の既往津波と津波浸水想定

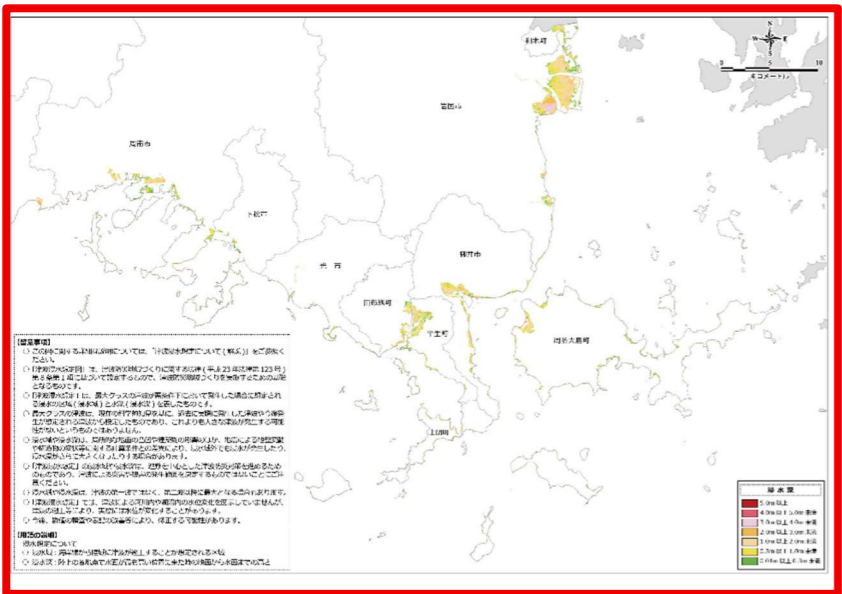
第2節 津波浸水想定(瀬戸内海沿岸)

第3項 津波浸水想定図(浸水域・浸水深)(1-3-2)

山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸) 全体1/2



山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸) 全体2/2

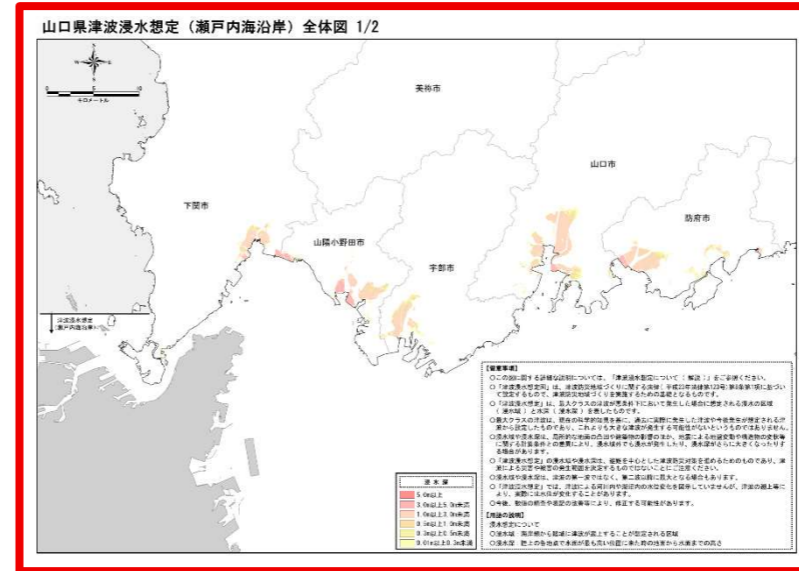


第3章 山口県の既往津波と津波浸水想定

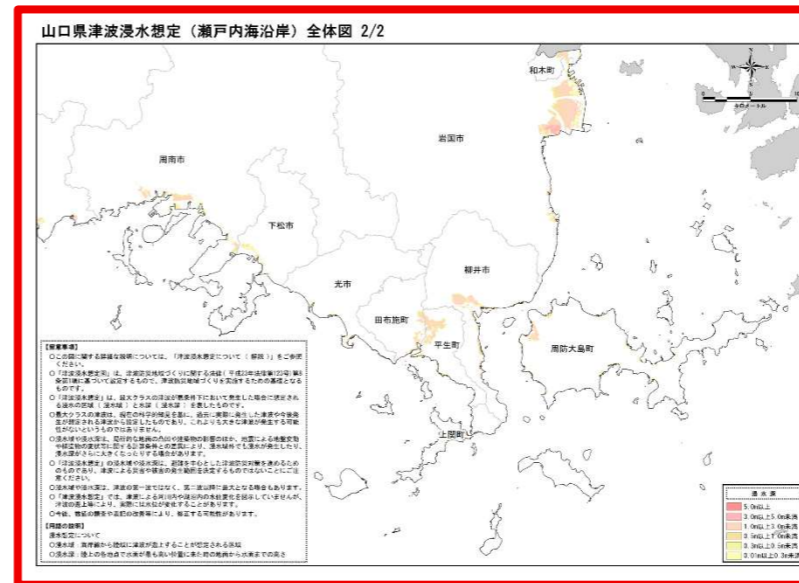
第2節 津波浸水想定(瀬戸内海沿岸)

第3項 津波浸水想定図(浸水域・浸水深)(1-3-2)

山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸) 全体1/2



山口県津波浸水想定図(瀬戸内海沿岸) 全体2/2



県被害想定結果の反映

県被害想定結果の反映

現 行

第4項 浸水面積（1-3-4）

市町	県推計結果（単位：ha）					
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
下 関 市	637	554	445	243	4	-
宇 部 市	610	536	309	61	-	-
山 口 市	1,666	1,491	1,101	489	-	-
防 府 市	1,030	912	701	323	-	-
下 松 市	90	52	24	11	-	-
岩 国 市	1,573	1,377	876	252	-	-
光 市	82	59	35	16	-	-
柳 井 市	747	406	217	45	-	-
周 南 市	494	364	169	34	-	-
山陽小野田市	830	768	612	405	*	-
周防大島町	455	367	204	68	-	-
和 木 町	71	56	20	3	-	-
上 関 町	117	105	75	30	-	-
田 布 施 町	157	128	50	7	-	-
平 生 町	373	291	133	19	-	-
計	8,659	7,466	4,971	2,006	4	-

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合

※「\*」は1ha未満、「-」は浸水なし

修 正 案

第4項 浸水面積（1-3-4）

市町	県推計結果（単位：ha）					
	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
下 関 市	658	559	415	226	*	-
宇 部 市	746	634	386	76	-	-
山 口 市	1,736	1,565	1,156	490	-	-
防 府 市	1,140	991	713	331	*	-
下 松 市	193	122	47	23	-	-
岩 国 市	1,695	1,486	991	307	*	-
光 市	107	79	46	27	-	-
柳 井 市	519	457	277	79	-	-
周 南 市	621	483	275	95	-	-
山陽小野田市	934	854	701	447	-	-
周防大島町	549	444	257	96	-	-
和 木 町	76	66	35	2	-	-
上 関 町	160	147	112	55	-	-
田 布 施 町	190	162	72	12	-	-
平 生 町	445	376	198	40	-	-
計	9,768	8,425	5,681	2,304	*	-

※ 河川等を除いた陸域部の浸水面積で、小数点以下第1位を四捨五入。

※「県計」は四捨五入の関係で各市町の合計と合わないことがある。

※「\*」は1ha未満、「-」は浸水なし

備 考

県被害想定結果の反映

現 行

第5項 南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間（1-3-5）

南海トラフ巨大地震・周防灘断層群主部の地震による最高津波水位等

市町	代表地点	南海トラフ巨大地震					周防灘断層群主部				
		最高津波水位 (T.P.m)	うち (m) 津波波高	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 影響開始 時間 (分)	上昇 下降	最高津波水位 (T.P.m)	うち (m) 津波波高	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 影響開始 時間 (分)	上昇 下降
下 関 市	下関漁港	1.5	0.5	652	273	上昇	1.2	0.2	95	-	
	下関港（岬之町）	2.4	1.3	251	126	下降	1.5	0.4	66	63	
	下関港（長府）	3.8	1.9	245	105	下降	2.4	0.5	57	54	
宇 部 市	宇部港	2.9	1.0	389	82	下降	3.1	1.3	35	26	
	丸尾港	3.2	1.6	306	66	下降	3.0	1.4	61	12	
山 口 市	相原漁港	2.5	0.9	337	75	下降	2.0	0.4	77	0	
	秋穂漁港（秋穂地区）	3.1	1.5	367	63	下降	2.6	1.0	24	13	
	秋穂漁港（大海地区）	3.2	1.6	308	59	下降	2.8	1.2	20	11	
防 府 市	西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降	2.3	0.7	49	0	
	三田尻中関港（中関地区）	3.0	1.4	307	48	下降	2.9	1.3	49	0	
	三田尻中関港（三田尻地区）	2.8	1.2	126	51	下降	2.9	1.3	26	0	
	富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降	2.8	1.2	53	8	
下 松 市	徳山下松港（下松地区）	3.2	1.5	130	44	下降	2.9	1.3	50	20	
岩 国 市	由宇港	2.8	0.9	418	33	下降	1.9	0.1	156	-	
	岩国港	3.0	1.2	223	32	下降	1.9	0.1	159	-	
光 市	徳山下松港（光地区）	3.5	1.8	123	35	下降	2.4	0.8	76	23	
	光漁港	3.6	2.0	116	34	下降	2.5	0.9	65	26	
柳 井 市	柳井港	3.8	2.2	174	18	下降	2.0	0.4	150	65	
周 南 市	福川漁港	3.5	1.9	139	45	下降	2.1	0.5	40	14	
	徳山下松港（徳山地区）	3.5	1.9	143	47	下降	2.4	0.8	51	18	
山 陽 小 野 田 市	埴生漁港	3.7	1.8	251	107	下降	2.4	0.5	93	55	
	小野田港	3.4	1.6	245	100	上昇	2.3	0.5	84	16	
周 防 大 島 町	久賀港	2.8	1.2	417	40	下降	1.8	0.2	121	-	
	白木港	2.8	1.2	426	24	上昇	1.8	0.2	176	-	
	伊保田港	2.6	1.0	197	105	下降	1.8	0.2	119	-	
	安下庄港	3.3	1.7	169	46	下降	2.1	0.5	128	97	
	小松港	3.7	2.1	173	25	下降	1.9	0.3	152	147	
和 木 町	小瀬川河口	3.0	1.2	218	31	下降	1.9	0.1	163	-	
上 関 町	室津港	3.6	2.0	128	32	下降	2.1	0.5	63	35	
田 布 施 町	尾津漁港	3.4	1.7	124	35	下降	2.2	0.5	64	34	
平 生 町	平生港	3.8	2.1	128	38	下降	2.3	0.7	66	35	

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合約30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第2位を切り上げ。  
 ※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。  
 ※「海面変動影響開始時間」の欄の「-」は±20cmの水位変化が生じる津波が到達していないことを示し、0分は地震発生直後に±20cmの水位変化があることを示す。

修 正 案

第5項 南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最高津波水位、最高津波水位到達時間、海面変動影響開始時間（1-3-5）

南海トラフ巨大地震・周防灘断層群主部の地震による最高津波水位等

市町	代表地点名	南海トラフ巨大地震					周防灘断層群主部				
		最高津波水位 (m)	うち 津波波高 (m)	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 +30cm 時間 (分)	海面変動 +1m 時間 (分)	最高津波水位 (m)	うち 津波波高 (m)	最高津波 水位到達 時間 (分)	海面変動 +30cm 時間 (分)	海面変動 +1m 時間 (分)
下 関 市	下関漁港	1.5	0.4	642	425	-	1.2	0.1	97	-	-
	下関港（岬之町）	2.4	1.3	254	220	240	1.4	0.3	66	-	-
	下関港（長府）	3.5	1.7	249	210	225	2.3	0.5	60	55	-
宇 部 市	宇部港	2.8	1.0	387	204	-	2.6	0.8	36	26	-
	丸尾港	2.9	1.3	314	135	155	2.6	1.0	25	15	-
山 口 市	相原漁港	2.6	1.0	335	157	-	1.8	0.3	80	-	-
	秋穂漁港（秋穂地区）	3.0	1.4	310	135	302	2.7	1.1	24	17	-
	秋穂漁港（大海地区）	3.0	1.4	312	132	136	2.5	1.0	21	17	-
防 府 市	西浦漁港	2.7	1.1	310	128	305	2.0	0.5	13	12	-
	三田尻中関港（中関地区）	2.5	1.0	308	122	140	2.1	0.5	8	7	-
	三田尻中関港（三田尻地区）	2.8	1.2	126	119	123	2.2	0.6	26	24	-
	富海漁港	3.2	1.6	133	119	130	2.2	0.6	54	20	-
下 松 市	徳山下松港（下松市地区）	3.3	1.7	131	117	122	2.1	0.6	51	33	-
岩 国 市	由宇港	2.7	0.9	419	165	-	2.0	0.2	232	-	-
	岩国港	3.0	1.2	223	160	210	2.0	0.2	250	-	-
光 市	徳山下松港（光地区）	3.7	2.2	123	103	106	2.5	0.9	75	31	-
	光漁港	3.6	2.0	117	98	113	2.4	0.8	56	37	-
柳 井 市	柳井港	3.6	2.1	176	54	106	2.1	0.5	151	149	-
周 南 市	福川漁港	3.5	1.9	139	123	127	2.3	0.8	181	32	-
	徳山下松港（徳山地区）	3.4	1.8	143	120	132	2.2	0.6	40	35	-
山 陽 小 野 田 市	埴生漁港	3.6	1.8	250	212	222	2.4	0.6	93	55	-
	小野田港	3.3	1.5	248	208	226	2.3	0.5	112	46	-
周 防 大 島 町	久賀港	2.8	1.2	181	160	178	1.7	0.2	121	-	-
	白木港	2.8	1.3	197	130	191	1.8	0.2	218	-	-
	伊保田港	2.6	1.0	197	135	-	1.7	0.2	203	-	-
	安下庄港	3.1	1.6	170	47	125	2.0	0.4	128	128	-
	小松港	3.6	2.0	174	56	108	1.9	0.3	148	-	-
和 木 町	小瀬川河口	3.0	1.2	220	161	207	2.0	0.1	251	-	-
上 関 町	室津港	3.6	2.0	128	103	113	2.1	0.5	52	50	-
田 布 施 町	尾津漁港	3.3	1.8	123	103	115	2.2	0.6	65	60	-
平 生 町	平生港	3.0	1.4	127	107	119	2.1	0.6	66	63	-

※「最高津波水位」は、海岸線から沖合約30mの地点における津波水位の最大値（地盤変動量を考慮した値）を示し、小数点以下第2位を切り上げ。  
 ※「津波波高」は、津波水位から朔望平均満潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。  
 ※「海面変動影響+30cm時間」は、代表地点で地震発生直後海面に+30cm（被害想定において海辺にいる人の中に死者が発生する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で、「海面変動+1m時間」は、代表地点で地震発生直後海面に+1m（被害想定において海辺にいる人の100%が死亡する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間である。  
 なお、「-」は、設定の水位変化が生じる津波が到達していないことを示す。  
 ※「最高津波水位」、「海面変動+30cm時間」及び「海面変動+1m時間」が生じる津波断層モデルが異なる場合がある。

県被害想定結果の反映

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4章 被害想定（1-4-1）</p> <p>本県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、被害想定調査報告書を取りまとめた。</p> <p>この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、専門的な立場からの意見等を得ながら検討を進めた。</p> <p>その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、本県で想定される地震を類型別に再検証した。</p> <p>この再検証をもとに、平成24年4月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定を実施した。</p> <p>第1節 被害想定の前提条件</p> <p>第1項 想定地震（1-4-1）</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きかわからないことから、県内で確認されている主な活断層のうち、大竹断層（岩国～五日市断層帯（岩国断層区間）を構成する断層の1つ）、菊川断層帯、大原湖断層と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。</p> <p>2～3（略）</p> <p>◆想定地震の概要</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）</p> <p>南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。</p> <p>国の地震調査研究推進本部によれば、令和2年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。</p> <p><u>南海トラフ地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されており、本県では、このモデルのうち本県で被害が最も大きくなるケースを対象に被害想定を実施した。想定地震の諸元は、中央防災会議と同様に設定するものとし、M9.0とする。</u></p> <p>この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。</p>	<p>第4章 被害想定（1-4-1）</p> <p>本県の地震防災対策を効果的かつ効率的に実施する上での基礎資料とするため、平成20年3月、県内に被害を及ぼす想定地震を設定し、物的・人的被害の予測とそれが経済に及ぼす影響を推計し、被害想定調査報告書を取りまとめた。</p> <p>この取りまとめにあたっては、本県における地域特性を踏まえた被害想定を実施する上で、学識経験者、民間企業、NPO法人及び行政機関から構成する「山口県地震防災対策推進検討委員会」を設置し、専門的な立場からの意見等を得ながら検討を進めた。</p> <p>その後、平成23年3月11日に震源域の長さが約400km以上、幅は約200kmで、最大の滑り量が20m以上であったと推定されるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、死者・行方不明者は1万8千人を超えるなど未曾有の災害となったことから、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、同年6月、山口県防災会議の下に「大規模災害対策検討委員会」を設置し、本県で想定される地震を類型別に再検証した。</p> <p>この再検証をもとに、平成24年4月に「山口県地震・津波防災対策検討委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震の甚大な被害による国の検討も踏まえ、新たに南海トラフ巨大地震や日本海側で最大クラスの津波を引き起こすと想定される地震の被害想定を実施した。</p> <p><u>さらに、令和6～7年度には、令和6年能登半島地震や、令和7年3月に公表された国の新たな南海トラフ巨大地震被害想定を踏まえ、本県の最新データを用いた津波浸水、地震動、人的・物的被害及び経済被害など、南海トラフ巨大地震等の被害定の見直しを実施した。</u></p> <p>第1節 被害想定の前提条件</p> <p>第1項 想定地震（1-4-1）</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に60～90%程度以上(※)の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きかわからないことから、県内で確認されている主な活断層のうち、大竹断層（岩国～五日市断層帯（岩国断層区間）を構成する断層の1つ）、菊川断層帯、大原湖断層と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。</p> <p>2～3（略）</p> <p><u>※地震調査研究推進本部によれば、「20～50%」又は「60～90%程度以上」と評価されているものの、防災対策を推進するにあたっては、「60～90%程度以上」を強調するのが望ましいとされている。</u></p> <p>◆想定地震の概要</p> <p>1 主要な断層による地震</p> <p>(1) 南海トラフ巨大地震（海溝型）</p> <p>南海トラフに震源を有する地震は過去に100年～150年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらした。この地域に起こる地震は震源位置によって、東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれるが、過去に3地震が個別に又は2地震あるいは3地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられている。</p> <p>国の地震調査研究推進本部によれば、令和8年1月1日を基準日として南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は60～90%程度以上(※)と予想されており、地震規模はM（マグニチュード）8～9クラスとされている。</p> <p><u>南海トラフ地震については、国において、科学的知見に基づき、南海トラフ巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルが設定されている。</u></p> <p><u>本県では、国が設定したモデルを踏まえ、本県に最も大きな被害を及ぼすケースを対象として被害想定を実施しており、想定地震の諸元は、中央防災会議と同様にM9.0としている。</u></p> <p>この地震は大規模なプレート間地震であり、長周期の揺れが長く続くため、沿岸低地部や島しょ部を中心に軟弱地盤の液状化被害や、高層ビル、石油タンク、長大橋梁など長周期の揺れに反応しやすい構造物への影響が大きいと考えられる。また、海底下の浅いところを震源とするため大規模な津波の発生を伴う。</p> <p><u>※地震調査研究推進本部によれば、「20～50%」又は「60～90%程度以上」と評価されているものの、防災対策を推進するにあたっては、「60～90%程度以上」を強調するのが望ましいとされている。</u></p>	<p>県被害想定結果の反映</p> <p>長期評価の一部改訂に伴う修正</p> <p>長期評価の一部改訂に伴う修正</p> <p>長期評価の一部改訂に伴う修正</p> <p>県被害想定結果の反映</p> <p>長期評価の一部改訂に伴う修正</p>

現 行		修 正 案		備 考
第2項 発災季節と発災時刻（1-4-6）		第2項 発災季節と発災時刻		修正
<p>1 南海トラフ巨大地震及び日本海で想定する地震</p> <p><u>地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。</u></p>		<p>1 南海トラフ巨大地震及び周防灘断層帯で想定する地震</p> <p><u>本調査で想定するシーンは、内閣府が南海トラフ巨大地震で設定している発災季節と発災時刻（基本3シーン）に、観光や帰省で滞留人口が多くなる「盆・夜（特異日）」を加えた計4シーンを想定する。なお、風速については、山口県での平均風速 3m/s と風速 8m/s、関東大震災時の風速 15m/s の3ケースについて被害想定を行った。</u></p>		県被害想定結果の反映
ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口	
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。</li> <li>建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。</li> <li>また、津波からの避難が遅れることにもなる。</li> </ul>	夜間人口	
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。</li> <li>海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。</li> </ul>	昼間人口	
③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)	
④	盆の夜20時	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光客や帰省者が多く滞留している。</li> </ul>	人流データ (盆20時時点の人口)	
<p>2 日本海で想定する地震</p> <p><u>地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。</u></p>		<p>2 日本海で想定する地震</p> <p><u>地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。</u></p>		県被害想定結果の反映
ケース	発災季節・時刻 [風速]	特 徴	対象人口	
①	冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。</li> <li>建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。</li> <li>また、津波からの避難が遅れることにもなる。</li> </ul>	夜間人口	
②	夏の昼12時 風速 3m/s 風速15m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。</li> <li>海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。</li> </ul>	昼間人口	

2 その他の地震  
(略)

第2節 被害想定結果(1-4-8)

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震

想定項目	想定地震		南海トラフ巨大地震
	地震規模		M9.0
	地震タイプ		プレート間
地震動・液状化	最大震度		6強
	震度6弱以上のエリア位置		岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の1.9%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の44.7%
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)		県全面積の1.6%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	402箇所
		地すべり	31箇所
		山腹崩壊	91箇所
津波	最高津波水位(重ね合わせ) 最高津波の到達時間(重ね合わせ) 1cm以上の浸水面積	T.P.+3.8m(下関市、柳井市、平生町) 最短で約2時間 8,069ha	
建物被害(被害が最大)	全壊の主な原因(割合)		津波(59%)、液状化(30%)
	全壊棟数・焼失棟数(うち津波が原因)*		5,926棟(3,454棟)
	【焼失棟数】		31棟
	半壊棟数(うち津波が原因)		43,021棟(32,968棟)
人的被害(被害が最大)	死者の主な原因(割合)		津波(95%)
	死者数(うち津波が原因)**		614人(582人)
	負傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)***		1,477人(1,353人、118人)
	重傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)*		98人(55人、40人)
	避難行動要支援者***		17人
	自力脱出困難者***		85人
	津波被害に伴う要救助者**		1,438人
ライフライン施設被害	上水道(直後の断水人口)		210,612人
	下水道(直後の機能支障人口)		6,275人
	電力(直後の停電軒数)*		14,432軒
	通信(直後の固定電話不通回線数)*		9,381回線
	ガス(直後の供給停止戸数)		0戸
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		41箇所
	道 路(被害箇所数)	津波浸水域外	344箇所
		津波浸水域	115箇所
	鉄 道(被害箇所数)	津波浸水域外	188箇所
		津波浸水域	52箇所
港湾(被害度がかなり高い岸壁数)		4岸壁	
生活支障	避難者(1日後の避難者数)*		167,643人
	帰宅困難者数(平日の昼間)		57,154人
	物資不足量(1日後の食糧不足量)*		不足しない
	仮設トイレ不足量(1日後の必要基数)*		不足しない

③	冬の夕方18時 風速 3m/s 風速15m/s	と比較して少ない。	(0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口)
		・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。	

3 その他の地震  
(略)

第2節 被害想定結果(1-4-8)

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

1 南海トラフ巨大地震

想定項目	想定地震		南海トラフ巨大地震
	地震規模		M9.0
	地震タイプ		プレート間
地震動・液状化	最大震度		6強
	震度6弱以上のエリア位置		岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
	震度6弱以上のエリア面積		県全面積の0.9%
	震度5弱及び強のエリア面積		県全面積の34.5%
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)		県全面積の0.8%
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	203箇所
		地すべり	14箇所
		山腹崩壊	57箇所
津波	最高津波水位(重ね合わせ) 最高津波の到達時間(重ね合わせ) 1cm以上の浸水面積	T.P.+3.7m(光市) 最短で約2時間 9,762ha	
建物被害(被害が最大)	全壊の主な原因(割合)		津波(62%)、液状化(33%)
	全壊棟数・焼失棟数(うち津波が原因)*		9,738棟(5,844棟)
	【焼失棟数】*		248棟
	半壊棟数(うち津波が原因)		49,137棟(32,768棟)
人的被害(被害が最大)	死者の主な原因(割合)**		津波(94%)
	死者数(うち津波が原因)**		502人(474人)
	負傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)***		1,446人(1,362人、4人)
	重傷者数(うち建物倒壊、津波が原因)***		129人(98人、1人)
	災害時要援護者***		213人
	自力脱出困難者***		91人
	津波被害に伴う要救助者****		2,005人
ライフライン施設被害	上水道(発災直後の断水人口)		85,592人
	下水道(発災直後の機能支障人口)		4,244人
	電力(発災直後の停電軒数)*		13,443軒
	通信(発災直後の固定電話不通回線数)*		7,546回線
	ガス(発災直後の供給停止戸数)*		4,672戸
交通施設被害	緊急輸送道路(被害箇所数)		14箇所
	道 路(被害箇所数)	国道等	54箇所
		その他	263箇所
	鉄 道(被害箇所数)	新幹線	3箇所
		在来線	172箇所
港湾(揺れによる被害箇所数)		103箇所	
生活支障	避難者(発災当日・1日後の避難者数)*		245,720人
	帰宅困難者数(平日の昼間)		67,113人
	物資需要量(発災当日・1日後の食糧不足量)*		57.7万食
	仮設トイレ需要量(発災当日・1日後の必要基数)*		1,602.9基

県被害想定結果の反映

現 行	修 正 案	備 考
-----	-------	-----

	医療機能支障（医療需要過不足数）	不足しない
その他施設等被害	石油コンビナート（被害箇所数）	60箇所
	孤立集落（孤立世帯数）	1,818世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設数）*	27箇所
	ため池（破堤による災害発生の危険性が高い箇所数）	6箇所
	災害廃棄物発生量*	61万トン
	津波堆積物	222～471万トン
道路閉塞（道路リンク閉塞率）の多い市町	<u>山口市、岩国市、周防大島町、和木町</u>	
経済被害	直接被害 *	約1.2兆円

※ 被害は山口県全域での集計値  
 ※ \* : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量  
 ※ \*\* : 夏の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量  
 ※ \*\*\* : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量

	医療機能支障（医療需要過不足数）	<u>県全体では不足しない</u>
その他施設等被害	必要仮設住宅数 *	33,735棟
	石油コンビナート（被害箇所数）*	17箇所
	孤立集落（孤立世帯数）	6,381世帯
	重要施設（機能支障可能性がある施設数）*	284箇所
	ため池（ <u>危険度ランクA</u> ）	0箇所
	災害廃棄物発生量*	192.1万トン
津波堆積物 *	234.3万トン	
道路閉塞（道路リンク閉塞率）の多い市町	—	
経済被害	直接被害	約1.9兆円

※ 被害は山口県全域での集計値  
 ※ \* : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量 ※ \*\*\* : 盆の夜20時かつ風速15m/sの場合の被害量  
 ※ \*\* : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量 ※ \*\*\*\* : 夏の昼12時の場合の被害

想定項目	被害量	想定地震		
		地震規模	周防灘断層群主部	
		地震タイプ	M7.6 内陸（地殻内）	
地震動・液状化	最大震度	6強		
	震度6弱以上のエリア位置	<u>防府市、山口市、周南市など9市町</u>		
	震度6弱以上のエリア面積	県全面積の13.6%		
	震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の86.2%		
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)	県全面積の1.1%		
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	1,144箇所	
		地すべり	61箇所	
		山腹崩壊	357箇所	
津波	津波高さ、到達時間、浸水深	—		
建物被害	全壊の主な原因（割合）	揺れ(65%)		
	全壊棟数	9,225棟		
	半壊棟数	41,098棟		
	焼失棟数 *	2,199棟		
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間	冬の早朝5時		
	上記ケースの死者の主な原因（割合）	建物倒壊(80%)		
	上記ケースの死者数	471人		
	上記ケースの負傷者数	5,149人		
	上記ケースの重傷者数（負傷者の内数）	437人		
	災害時要援護者数 **	144人		
ライフライン施設被害	自力脱出困難者（冬の早朝5時）	1,275人		
	上水道（1日後の断水人口）	421,542人		
	下水道（機能支障人口）	215,168人		
	電力（停電軒数）（1日後）*	71,327軒		
	通信（固定電話不通回線数）*	1,727回線		
交通施設被害	ガス（供給停止世帯数）	—		
	緊急輸送道路（被害箇所数）	51箇所		
	道路（橋梁・高架橋の被害箇所数）	146箇所		
	鉄道（橋梁・高架橋の被害箇所数）	4箇所		
	港湾（被害度がかなり高い岸壁数）	43岸壁		
生活支障	空港（山口宇部空港位置の震度）	6弱		
	避難者（1日後の避難所生活者数）*	約121,000人		
	帰宅困難者数（平日の昼間）	82,610人		
	物資不足量（1日後の食糧需要）*	約33.1万食/日		
	仮設トイレ不足量（1日後の必要基数）*	1,215基		
その他施設等被害	医療機能支障（医療需要過不足数）*	40人分不足		
	石油コンビナート（被害箇所数）	478箇所		
	孤立集落（孤立世帯数）	1,364世帯		
	重要施設（機能支障可能性がある施設）*	災害対策拠点	34箇所	
		避難拠点	187箇所	
医療拠点		2箇所		

## 2 周防灘断層帯

想定項目	想定地震		
	地震規模	周防灘断層群主部	
	地震タイプ	M7.0 内陸（地殻内）	
地震動・液状化	最大震度	7	
	震度6弱以上のエリア位置	<u>下関市、宇部市、山口市 防府市、周南市、山陽小野田市</u>	
	震度6弱以上のエリア面積	県全面積の3.7%	
	震度5弱及び強のエリア面積	県全面積の30.7%	
	液状化危険度がかなり高い面積(PL>15)	県全面積の1.4%	
土砂災害	発生危険度が高い箇所	急傾斜地崩壊	206箇所
		地すべり	10箇所
		山腹崩壊	76箇所
津波	最高津波水位（重ね合わせ） 最高津波の到達時間（重ね合わせ） 1cm以上の浸水面積	<u>T.P.+2.7m(山口市) 最短で約24分 5,678ha</u>	
建物被害（被害が最大）	全壊の主な原因（割合）	<u>液状化(46%)、揺れ(41%)</u>	
	全壊棟数・焼失棟数（うち津波が原因）*	10,343棟(1,030棟)	
	半壊棟数（うち津波が原因）	40,170棟(14,833棟)	
人的被害（被害が最大）	死者の主な原因（割合）**	<u>津波(69%)</u>	
	死者数（うち津波が原因）**	652人(452人)	
	負傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）***	2,939人(2,391人、26人)	
	重傷者数（うち建物倒壊、津波が原因）***	505人(303人、9人)	
	災害時要援護者 **	273人	
ライフライン施設被害	自力脱出困難者 **	714人	
	津波被害に伴う要救助者 ****	486人	
	災害関連死者 *	838～1,677人	
	上水道（発災直後の断水人口）	151,742人	
	下水道（発災直後の機能支障人口）	16,212人	
交通施設被害	電力（発災直後の停電軒数）*	21,312軒	
	通信（発災直後の固定電話不通回線数）*	12,461回線	
	ガス（発災直後の供給停止戸数）*	7,935戸	
	緊急輸送道路（被害箇所数）	21箇所	
	生活支障	道路（被害箇所数）	98箇所
（被害箇所数）		<u>国道等</u> 326箇所	
鉄道（被害箇所数）		19箇所	
（被害箇所数）		<u>新幹線</u> 248箇所	
港湾（揺れによる被害箇所数）		143箇所	
その他施設等被害	避難者（発災当日・1日後の避難者数）*	335,650人	
	帰宅困難者数（平日の昼間）	65,618人	
	物資需要量（発災当日・1日後の食糧不足量）*	75.5万食	
	仮設トイレ必要量（発災当日・1日後の必要基数）*	2,096.1基	
	医療機能支障（医療需要過不足数）	244人の不足	
	必要仮設住宅数 *	12,967棟	

県被害想定結果の反映

現 行		修 正 案		備 考
	ため池 (破堤による被害影響人口)	6,815人		
	震災廃棄物発生量*	440万m <sup>3</sup>		
<p>※ * : 冬の昼12時かつ風速15m/sの場合の被害量          ※ ** : 冬の早朝5時かつ風速15m/sの場合の被害量</p>				
<p><u>2</u> 日本海で想定される地震 (略)</p> <p><u>3</u> その他地震 (略)</p>				
	石油コンビナート (被害箇所数) *	30箇所		
	孤立集落 (孤立世帯数)	4,934世帯		
	重要施設 (機能支障可能性がある施設数) *	798箇所		
	ため池 (危険度ランクA)	9箇所		
	災害廃棄物 発生量*	162万t		
	災害廃棄物 津波堆積物 *	136.3万t		
	道路閉塞 (道路リンク閉塞率) の多い市町	二		
経済被害	直接被害		約2.2兆円	
<p>※ 被害は山口県全域での集計値          ※ * : 冬の夕方18時かつ風速15m/sの場合の被害量          ※ ** : 冬の深夜かつ風速15m/sの場合の被害量          ※ *** : 盆の夜20時かつ風速15m/sの場合の被害量          ※ **** : 夏の昼12時の場合の被害</p>				
<p><u>3</u> 日本海で想定される地震</p> <p><u>4</u> その他地震</p>				

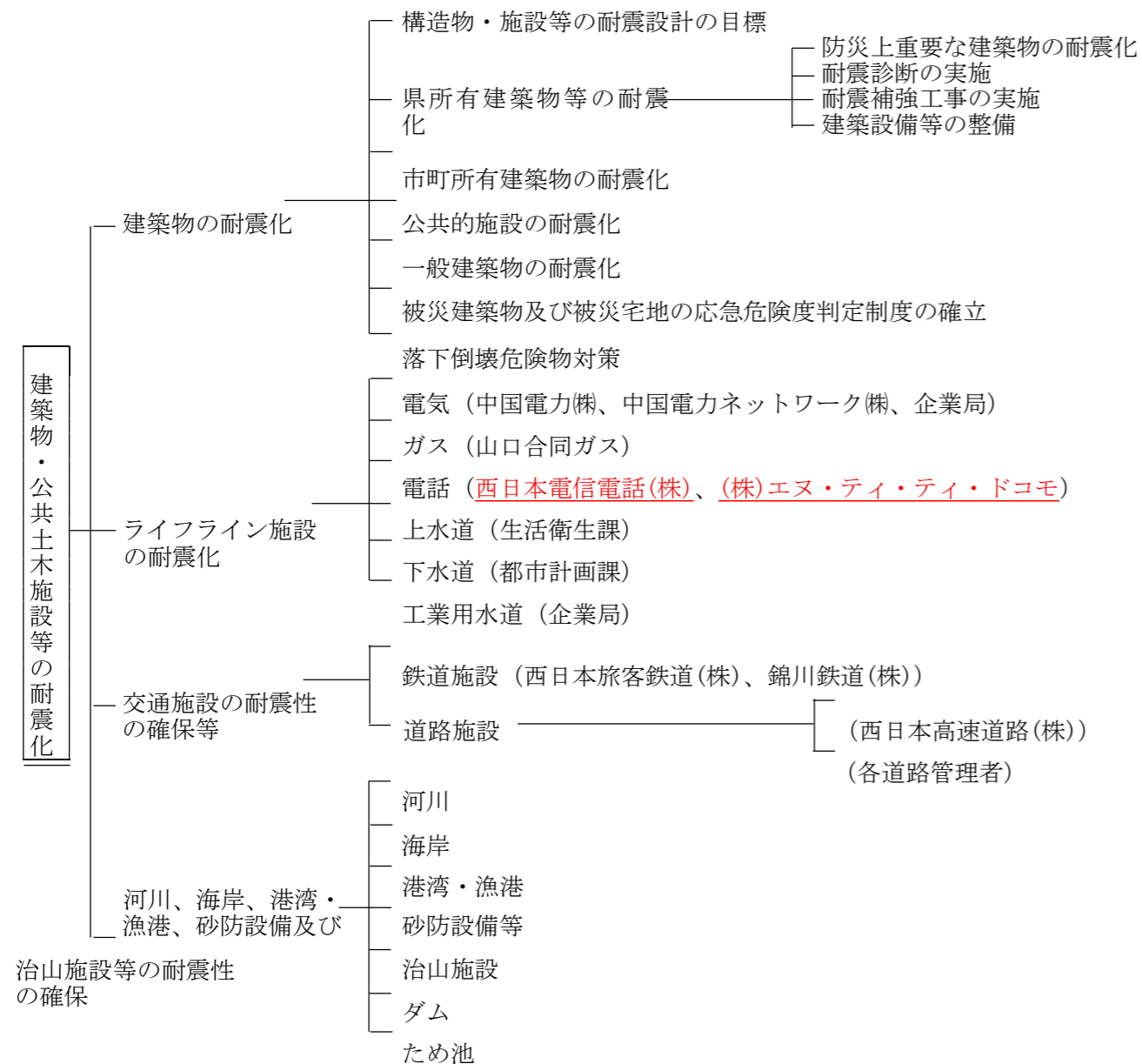
### 第2編 災害予防計画

#### 第1章 防災思想の普及啓発

##### 第3節 災害教訓の伝承（2-1-4）

県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。

#### 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化（2-5-1）



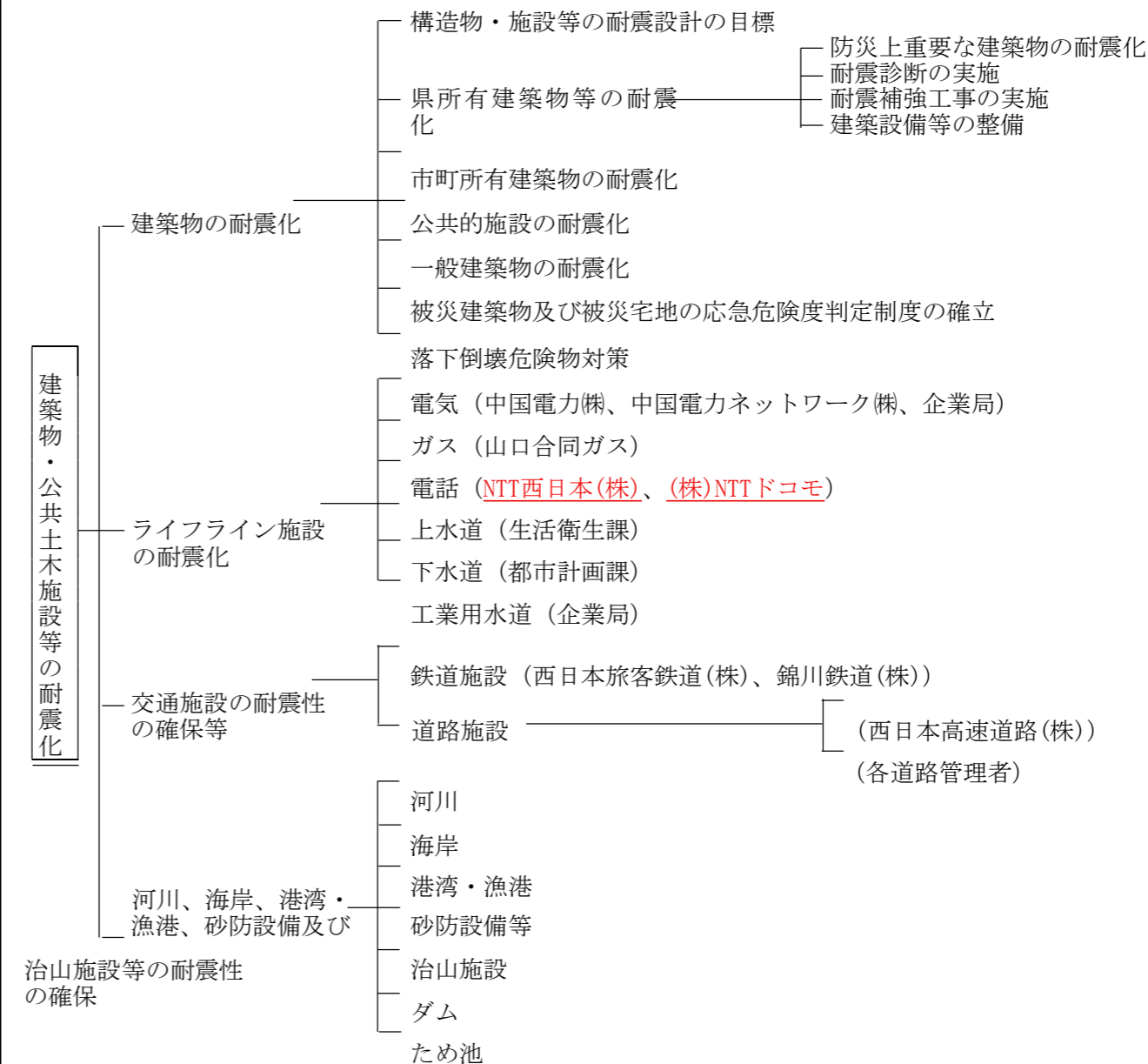
### 第2編 災害予防計画

#### 第1章 防災思想の普及啓発

##### 第3節 災害教訓の伝承（2-1-4）

県及び市町は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町はその取組を支援するものとする。

#### 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化（2-5-1）



防災基本計画に準拠

社名変更・表現の適正化

現 行	修 正 案	備 考								
<p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気（中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱、県（企業局））（2-5-4）</p> <p>1 中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱</p> <p>(1) 水力発電設備</p> <p>ダムについては発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。</p> <p><u>基礎構造が建物基礎と一体である水車及び発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。</u></p> <p><u>その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。</u></p> <p>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>第3項 電話（<u>西日本電信電話(株)</u>、(株)NTTドコモ）（2-5-5）</p> <p>第7章 災害情報体制の整備</p> <p>第1項 情報通信体制の確保（2-7-3）</p> <p>5 電気通信事業者の対策</p> <p><b>【西日本電信電話株】</b></p> <p>(1) 電気通信設備の防災計画</p> <p>ア 被災地に対する通信の途絶防止対策</p> <p>(7) 伝送路のループ化を推進する。</p> <p>(イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。</p> <p>(ウ) <u>特設公衆電話</u>の設置を行う。</p> <p>第8章 災害応急体制の整備</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結（2-8-5）</p> <p>1 県における協定の締結</p> <p>(5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定</p> <p>ウ <u>県乗用自動車協会</u>との協定</p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県（2-8-7）</p> <table border="1" data-bbox="124 1501 709 1701"> <thead> <tr> <th>部 隊 名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第17普通科連隊</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217</td> </tr> </tbody> </table>	部 隊 名	電話番号	陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217	<p>第2節 ライフライン施設の耐震化</p> <p>第1項 電気（中国電力㈱、中国電力ネットワーク㈱、県（企業局））（2-5-4）</p> <p>1 中国電力㈱及び中国電力ネットワーク㈱</p> <p>(1) 水力発電設備</p> <p>ダムについては発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。</p> <p><u>水車および発電機の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、電気学会技術報告等により設計を行う。</u></p> <p><u>その他の電気工作物の耐震設計は、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて、設計を行う。</u></p> <p>建物については、建築基準法による耐震設計を行う。</p> <p>第3項 電話（<u>NTT西日本(株)</u>、(株)NTTドコモ）（2-5-5）</p> <p>第7章 災害情報体制の整備</p> <p>第1項 情報通信体制の確保（2-7-3）</p> <p>5 電気通信事業者の対策</p> <p><b>【NTT西日本株】</b></p> <p>(1) 電気通信設備の防災計画</p> <p>ア 被災地に対する通信の途絶防止対策</p> <p>(7) 伝送路のループ化を推進する。</p> <p>(イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。</p> <p>(ウ) <u>災害時用公衆電話</u>の設置を行う。</p> <p>第8章 災害応急体制の整備</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>第1項 協定の締結（2-8-5）</p> <p>1 県における協定の締結</p> <p>(5) 災害応急対策用車両の確保に関する協定</p> <p>ウ <u>県タクシー協会</u>との協定</p> <p>第3節 自衛隊との連携体制</p> <p>第1項 県（2-8-7）</p> <table border="1" data-bbox="1439 1501 2024 1701"> <thead> <tr> <th>部 隊 名</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第17普通科連隊</td> <td>083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217-01</td> </tr> </tbody> </table>	部 隊 名	電話番号	陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217-01	<p>表現の適正化</p> <p>社名変更</p> <p>社名変更</p> <p>名称変更</p> <p>名称変更</p>
部 隊 名	電話番号									
陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217									
部 隊 名	電話番号									
陸上自衛隊第17普通科連隊	083-922-2281 県庁内線 5184 防災無線(衛星系) 8-035-217-01									
		<p>番号変更</p>								

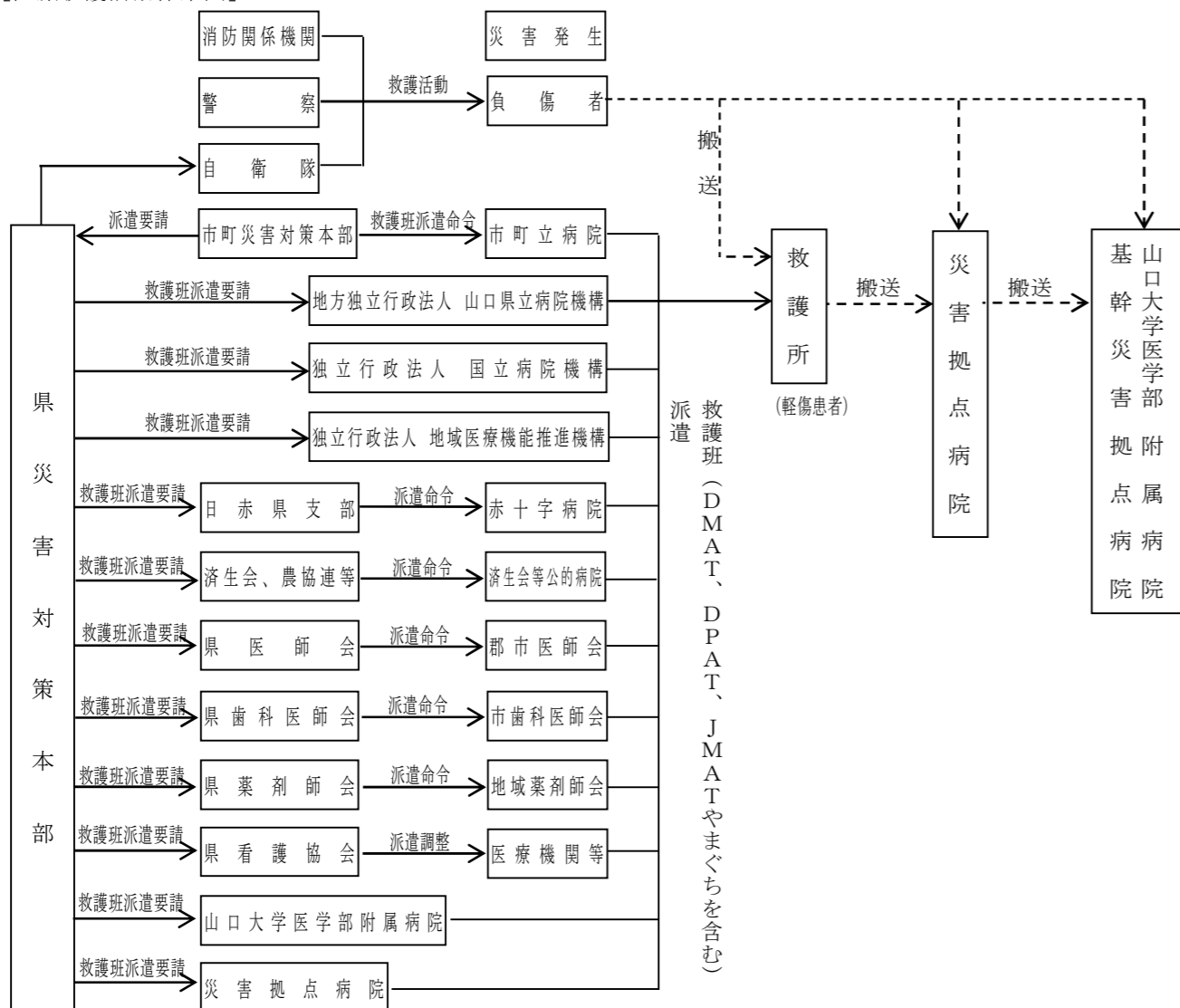
現 行	修 正 案	備 考																								
<p>第4節 海上保安部（署）との連携体制（2-8-8）</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県（防災危機管理課）</div> <p>↓</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99-<u>159</u> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） 10-225-<u>2</u> " FAX 19-225         </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） 10-226-<u>2</u> " FAX 19-226         </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） 10-227-<u>2</u> " FAX 19-227         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999         </td> <td style="padding: 5px;">           下松分室 0833-41-3022         </td> <td style="padding: 5px;">           宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999         </td> <td style="padding: 5px;">           萩海上保安署 0838-22-4999         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           柳井海上保安署 0820-23-2250         </td> <td style="padding: 5px;">           三田尻中関分室 0835-23-9898         </td> <td style="padding: 5px;">           下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999         </td> <td style="padding: 5px;">           ※ 上段は代表電話 下段は緊急電話         </td> </tr> </table> <p>第9章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第8項 避難所の運営管理（2-9-4）</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>子供</u>、食物アレルギーに配慮するものとする。</p> <p>感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 県のとるべき措置（2-9-6）</p> <p>2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、<u>県立学校等の</u>県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行うとともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。</p> <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第1節 救助・救急活動</p> <p>第1項 県（2-10-2）</p> <p>4 県警察<u>と</u>消防機関との連携体制の確立を図る。</p>	広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） 10-225- <u>2</u> " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） 10-226- <u>2</u> " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） 10-227- <u>2</u> " FAX 19-227	岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999	柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話	<p>第4節 海上保安部（署）との連携体制（2-8-8）</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">県（防災危機管理課）</div> <p>↓</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99-<u>157</u> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） <del>10-225-2</del><u>3</u> " FAX <del>19-225</del><u>7-19-225</u> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） <del>10-226-2</del><u>3</u> " FAX <del>19-226</del><u>7-19-226</u> </td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">           仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） <del>10-227-2</del><u>3</u> " FAX <del>19-227</del><u>7-19-227</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999         </td> <td style="padding: 5px;">           下松分室 0833-41-3022         </td> <td style="padding: 5px;">           宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999         </td> <td style="padding: 5px;">           萩海上保安署 0838-22-4999         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">           柳井海上保安署 0820-23-2250         </td> <td style="padding: 5px;">           三田尻中関分室 0835-23-9898         </td> <td style="padding: 5px;">           下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999         </td> <td style="padding: 5px;">           ※ 上段は代表電話 下段は緊急電話         </td> </tr> </table> <p>第9章 避難予防対策</p> <p>第1節 市町の避難計画</p> <p>第8項 避難所の運営管理（2-9-4）</p> <p>なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、<u>こども</u>、食物アレルギーに配慮するものとする。</p> <p>感染症対策について、避難所における避難者の過密抑制や感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>第2節 県のとるべき措置（2-9-6）</p> <p>2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、<u>（削除）</u>県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行うとともに、必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、広域調整を行う。</p> <p>第10章 救助・救急、医療活動</p> <p>第1節 救助・救急活動</p> <p>第1項 県（2-10-2）</p> <p>4 県警察、<u>消防機関及び海上保安庁</u>との連携体制の確立を図る。</p>	広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>157</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） <del>10-225-2</del> <u>3</u> " FAX <del>19-225</del> <u>7-19-225</u>	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） <del>10-226-2</del> <u>3</u> " FAX <del>19-226</del> <u>7-19-226</u>	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） <del>10-227-2</del> <u>3</u> " FAX <del>19-227</del> <u>7-19-227</u>	岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999	柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話	<p>番号変更及び特番追加</p> <p>表現の適正化</p> <p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルとの整合性を図る</p> <p>表現の適正化</p>
広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>159</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） 10-225- <u>2</u> " FAX 19-225	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） 10-226- <u>2</u> " FAX 19-226	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） 10-227- <u>2</u> " FAX 19-227																							
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999																							
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話																							
広島海上保安部 082-253-3111 082-251-4999 防災無線（衛星系） 8-034-101-99- <u>157</u>	徳山海上保安部 0834-31-0110 0834-21-4999 防災無線（地上系） <del>10-225-2</del> <u>3</u> " FAX <del>19-225</del> <u>7-19-225</u>	門司海上保安部 093-321-3215 093-321-4999 防災無線（地上系） <del>10-226-2</del> <u>3</u> " FAX <del>19-226</del> <u>7-19-226</u>	仙崎海上保安部 0837-26-0240 0837-26-4999 防災無線（地上系） <del>10-227-2</del> <u>3</u> " FAX <del>19-227</del> <u>7-19-227</u>																							
岩国海上保安署 0827-21-6118 0827-24-4999	下松分室 0833-41-3022	宇部海上保安署 0836-21-2410 0836-22-4999	萩海上保安署 0838-22-4999																							
柳井海上保安署 0820-23-2250	三田尻中関分室 0835-23-9898	下関海上保安署 083-267-1711 083-266-4999	※ 上段は代表電話 下段は緊急電話																							

現 行

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（2-10-3）

[医療救護活動体系図]



第12章 要配慮者対策

第5節 避難所対策（2-12-4）

4 県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の充実に努める。

第16章 施設、設備等の応急復旧体制

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者（2-16-2）

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

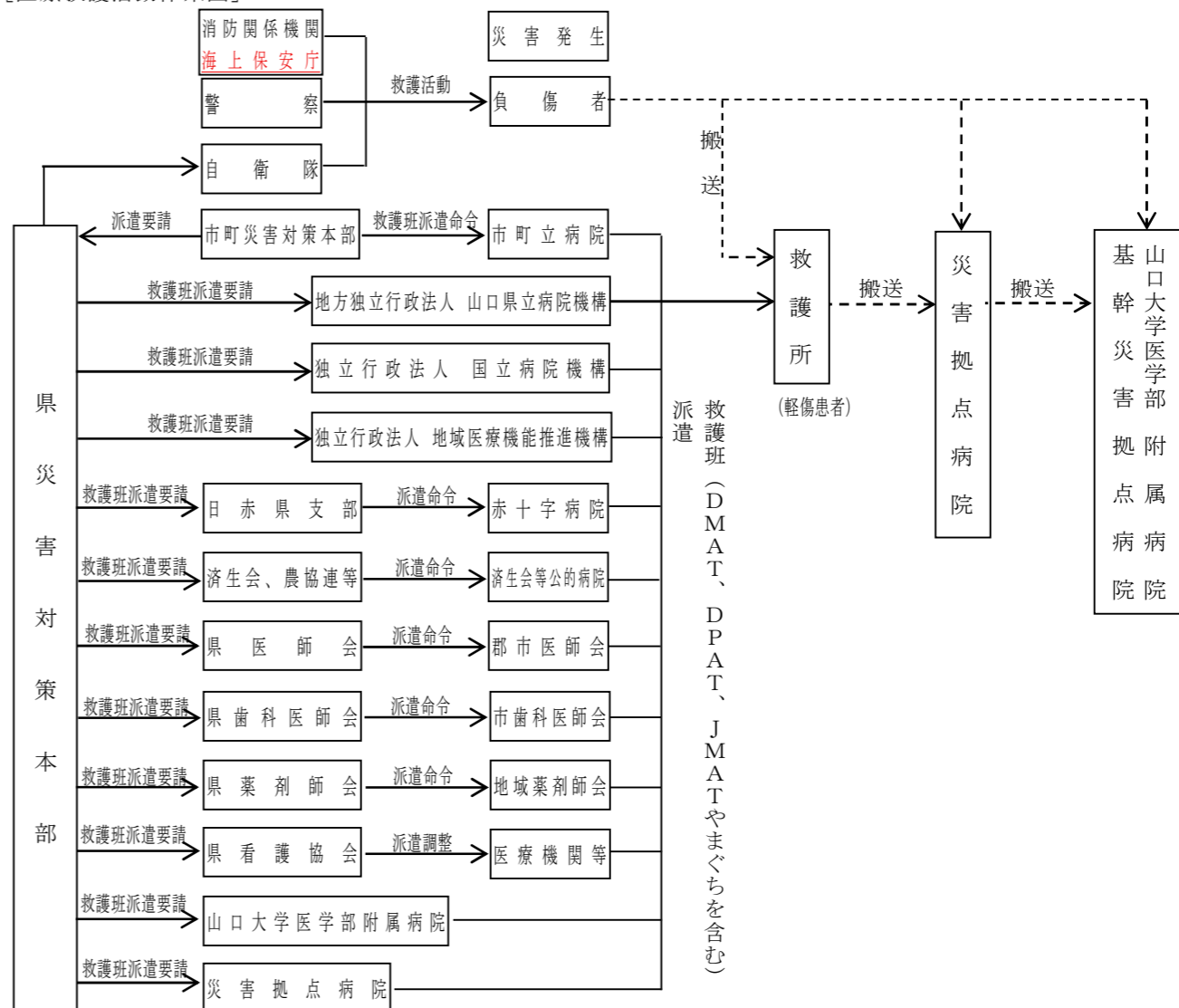
また、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

修 正 案

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立（2-10-3）

[医療救護活動体系図]



第12章 要配慮者対策

第5節 避難所対策（2-12-4）

4 県は、避難者の福祉ニーズの把握や支援の振り分けなど、避難所等において福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の運用にかかる体制の充実に努める。

第16章 施設、設備等の応急復旧体制

第2節 ライフライン施設の応急復旧体制

第1項 水道事業者（2-16-2）

震災時における飲料水の確保及び施設被害の応急復旧に対処するため、情報収集連絡体制、活動体制並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

さらに、水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。

備 考

表現の適正化

表現の適正化

防災基本計画に準拠

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2項 下水道事業者（2-16-2）</p> <p>下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p><u>また</u>、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</p>	<p>第2項 下水道事業者（2-16-2）</p> <p>下水道施設の被災に対し、迅速な応急復旧が可能となるよう、活動体制の整備並びに必要な資機材の備蓄、調達体制の整備に努める。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等、最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u></p> <p><u>さらに</u>、下水道事業者相互間、関係業者団体等との間に応援協定を締結するなどして、応急復旧体制の充実に努める。</p>	<p>防災基本計画に準拠</p>

現 行	修 正 案	備 考																																																
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第2項 県本部の運営（3-1-5）</p> <p>2 部</p> <p>(2) 部局横断的チームの設置</p> <p>大規模災害が発生し、県外から広域的な応援職員及び緊急支援物資の受入れが想定される場合には、災害対策本部内に部局横断的なチームを設置する。</p> <p>ウ (新設)</p> <p>第5項 班の編成及び所掌事務（3-1-9）</p> <table border="1" data-bbox="186 739 1365 1157"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>学事文書</td> <td>学事文書課</td> <td>30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>協力班</td> <td>統計分析課 <u>中山間地域づくり推進課</u> 市 町 課</td> <td>12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2項 関係機関による措置事項（3-2-13）</p> <table border="1" data-bbox="151 1316 1302 2028"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 <u>市町及び消防本部</u>については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。<u>また、県出先機関については、地上系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	(略)				総務部	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。	(略)				総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間地域づくり推進課</u> 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	関係機関	措置内容	県	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 <u>市町及び消防本部</u>については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。<u>また、県出先機関については、地上系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</u></p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動計画</p> <p>第1節 県の活動体制</p> <p>第2項 県本部の運営（3-1-5）</p> <p>2 部</p> <p>(2) 部局横断的チームの設置</p> <p>大規模災害が発生し、県外から広域的な応援職員、緊急支援物資の受入れ及び広域避難調整、広域避難所の運営等が想定される場合には、災害対策本部内に部局横断的なチームを設置する。</p> <p><u>ウ 広域避難対策支援チーム</u> <u>総務部を中心に広域避難に係る被災市町、受入先の市町等との調整、広域避難所の運営等を実施するチームを設置する。</u></p> <p>第5項 班の編成及び所掌事務（3-1-9）</p> <table border="1" data-bbox="1498 739 2677 1178"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>担当課</th> <th>部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>学事文書</td> <td>学事文書課</td> <td>30 山口県立大学 <u>(附属高校を含む)</u> 及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>協力班</td> <td>統計分析課 <u>中山間・地域振興課</u> 市 町 課</td> <td>12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 災害情報の収集・伝達計画</p> <p>第2項 関係機関による措置事項（3-2-13）</p> <table border="1" data-bbox="1466 1295 2617 2011"> <thead> <tr> <th>関係機関</th> <th>措置内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 <u>市町、消防本部及び県出先機関</u>については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	(略)				総務部	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学 <u>(附属高校を含む)</u> 及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。	(略)				総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間・地域振興課</u> 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。	関係機関	措置内容	県	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 <u>市町、消防本部及び県出先機関</u>については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。</p>	<p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルとの整合性を図る</p> <p>周防大島高校の設置者の変更に伴う修正</p> <p>組織改編</p> <p>表現の適正化</p>
部	班	担当課	部の所掌事務																																															
(略)																																																		
総務部	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。																																															
(略)																																																		
総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間地域づくり推進課</u> 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。																																															
関係機関	措置内容																																																	
県	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 <u>市町及び消防本部</u>については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。<u>また、県出先機関については、地上系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</u></p>																																																	
部	班	担当課	部の所掌事務																																															
(略)																																																		
総務部	学事文書	学事文書課	30 山口県立大学 <u>(附属高校を含む)</u> 及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。 31 災害関係文書の処理に関すること。																																															
(略)																																																		
総合企画部	協力班	統計分析課 <u>中山間・地域振興課</u> 市 町 課	12 当該課の災害対策関連事務の処理。 13 部内の各班、他部の応援に関すること。																																															
関係機関	措置内容																																																	
県	<p>1 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）またはY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。</p> <p>2 近地地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>3 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>4 関係機関等における津波警報、注意報の受信様式 <u>市町、消防本部及び県出先機関</u>については、防災行政無線地上系又は衛星系によりF A X送信されるが、止むを得ない場合は音声となる。</p>																																																	

現 行		修 正 案		備 考
(略)		(略)		社名変更
<u>西日本電信電話株式会社</u> 及び <u>東日本電信電話株式会社</u>	1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台から伝達された警報をFAXにより関係市町に連絡する。  2 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。	<u>NTT西日本株式会社</u> 及び <u>NTT東日本株式会社</u>	1 警報の伝達 気象業務法に基づいて、気象庁本庁及び大阪管区気象台から伝達された警報をFAXにより関係市町に連絡する。  2 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。	

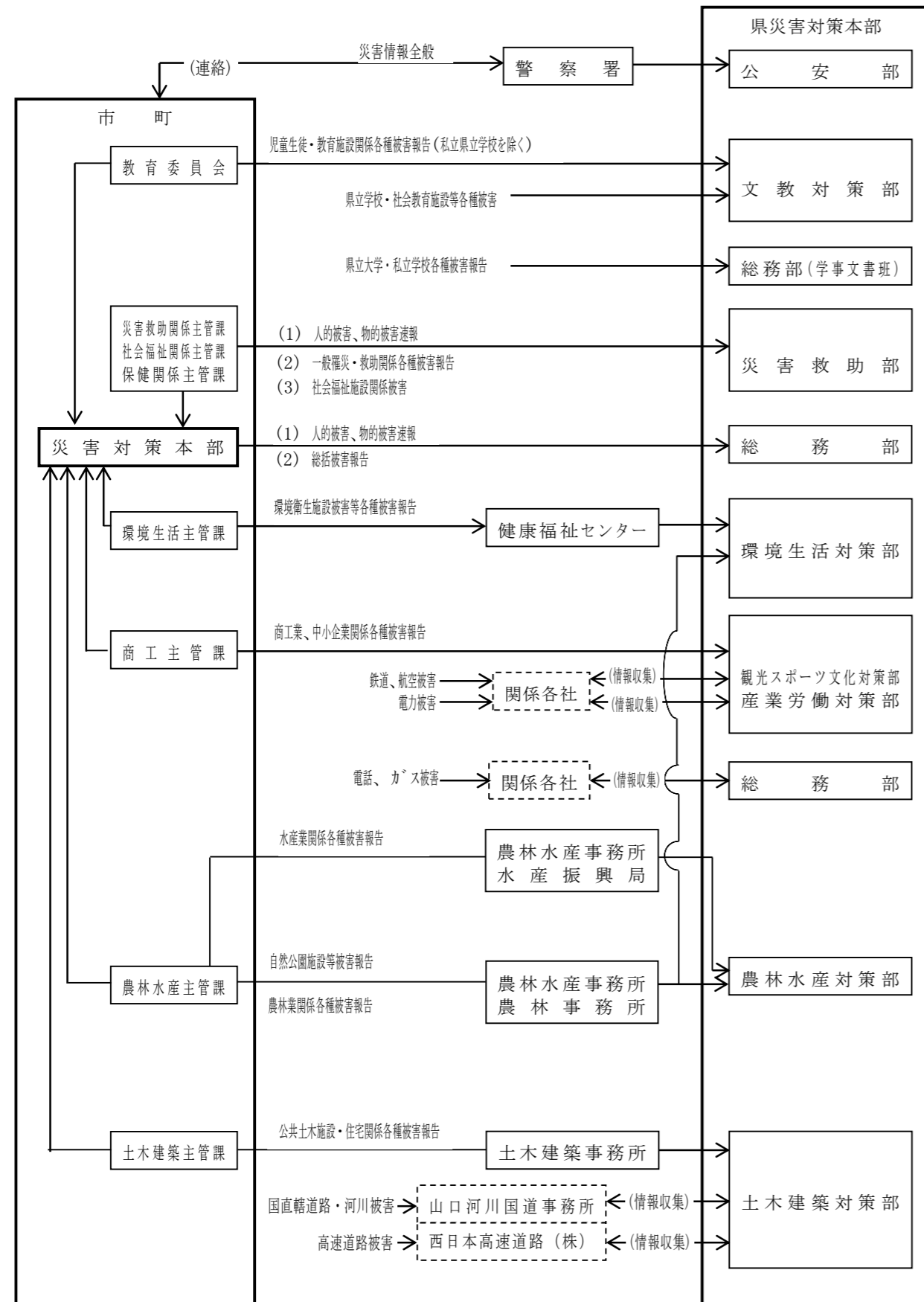
現 行

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統（3-2-20）

(2) 市町から県への災害情報の報告

市町から県への被害報告は、次による。



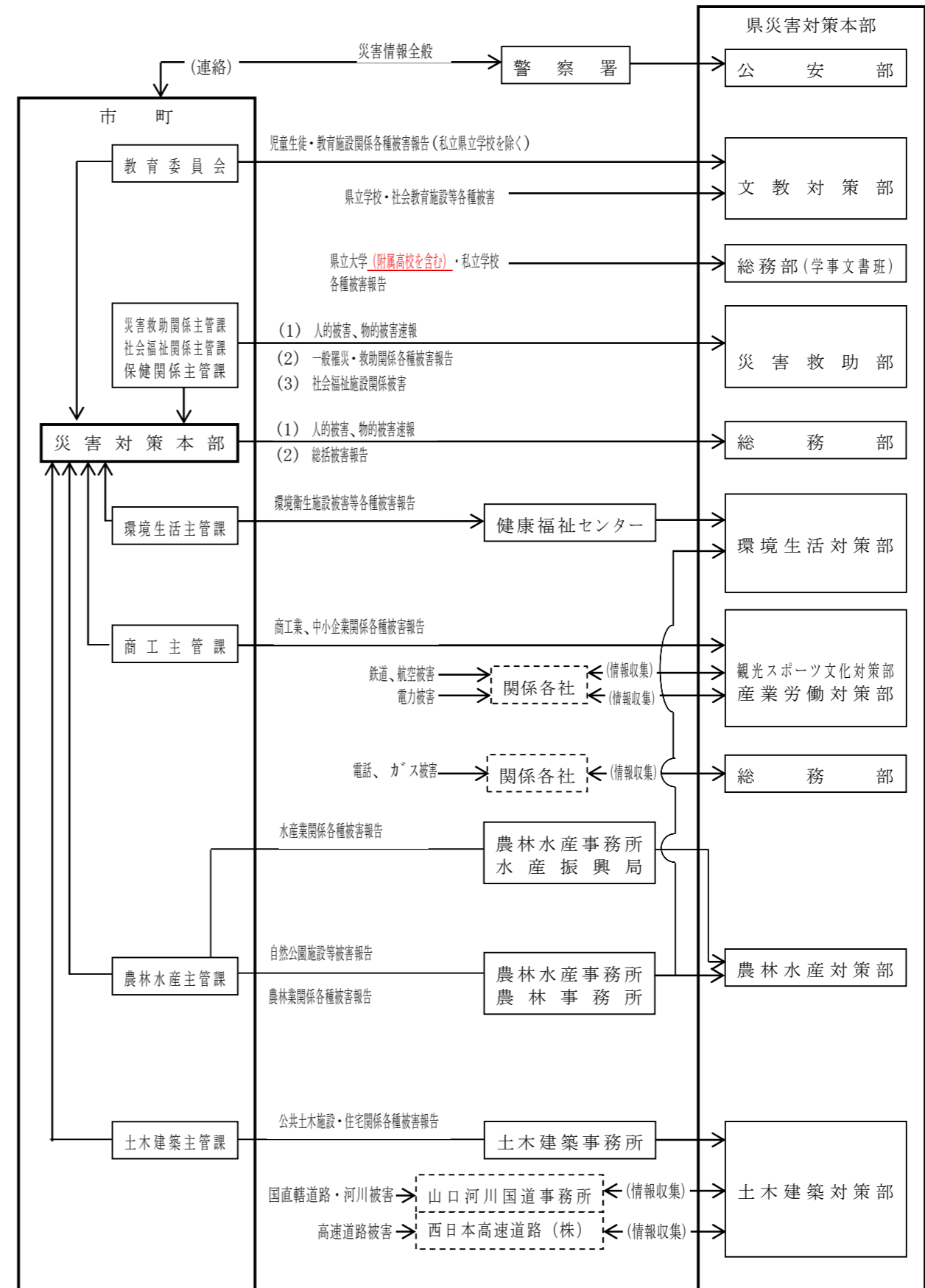
修 正 案

第2節 災害情報収集・伝達計画

第1項 情報収集・伝達連絡系統（3-2-20）

(2) 市町から県への災害情報の報告

市町から県への被害報告は、次による。



備 考

周防大島高校の設置者の変更に伴う修正

現 行		修 正 案		備 考									
4 政府機関に対する報告（3-2-24）		4 政府機関に対する報告（3-2-24）											
回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室	回線別	平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室								
NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553	NTT回線	電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553								
消防防災無線 (防災行政無線 (地上系))	電話 27-90-49013 FAX 27-90-49033	27-90-49012 27-90-49036	消防防災無線 (防災行政無線 (地上系))	電話 <u>7-27-90-49013</u> FAX <u>7-27-90-49033</u>	27-90-49012 27-90-49036								
防災無線(衛星系)	電話 8-048-500-90-49013 FAX 8-048-500-49033	8-048-500-90-49102 8-048-500-49036	防災無線(衛星系)	電話 8-048-500-90-49013 FAX 8-048-500-49033	8-048-500-90-49102 8-048-500-49036								
第3節 通信運用計画		第3節 通信運用計画											
第1項 通信の確保（3-2-30）		第1項 通信の確保（3-2-30）											
3 通信手段の確保が困難な場合		3 通信手段の確保が困難な場合											
(1) 電話・電報施設の優先利用		(1) 電話・電報施設の優先利用											
ア 一般電話及び電報		ア 一般電話及び電報											
事項	対 策		事項	対 策									
1 非常緊急用 電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」として、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。		1 非常緊急用 電話の承認	各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図りかつ輻輳を避けるため、加入電話をもってあらかじめ「災害時優先電話」と <u>NTT西日本株式会社</u> 山口支店に申請し、承認を受けておくものとする。									
(2) 防災関係機関の無線通信の利用（3-2-34）		(2) 防災関係機関の無線通信の利用（3-2-34）											
事項	措 置 事項		事項	措 置 事項									
(略)		(略)											
5 災害対策用移動 通信機器等の借 用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。  【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話</td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要	5 災害対策用移動 通信機器等の借 用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、「災害対策用移動通信機器」を備蓄し、要請があった場合には、迅速に被災地に搬入できる体制を整備するとともに、電気通信事業者に対しては、携帯電話等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っている。  【総務省が所有する災害対策用移動通信機器】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>貸 与 条 件 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、<u>公共ブロードバンド移動通信システム</u></td> <td>機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸 与 条 件 等	簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、 <u>公共ブロードバンド移動通信システム</u>	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
種 類	貸 与 条 件 等												
簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要												
種 類	貸 与 条 件 等												
簡易無線、MCA無線、衛星携帯電話、 <u>公共ブロードバンド移動通信システム</u>	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要												
(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。		(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。											
(略)		(略)											
7 <u>災害対策用移動電源車</u> の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に <u>移動電源車</u> を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保を行う体制を整備している。		7 <u>発電機等</u> の借用	(1) 総務省（中国総合通信局）では、非常災害時において通信・放送設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合、防災行政無線等を運用する地方公共団体に <u>発電機等</u> を貸し出し、電源の応急確保を行うことにより、通信の確保									
				特番追加									
				社名変更									
				借用機器更新に伴う修正									
				表現の適正化									

現 行

【中国総合通信局に配備されている移動電源車】

種 類	貸 与 条 件 等
中型移動電源車 1台 (発電容量 100kVA)	車両貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。

(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。

第2項 通信施設の整備（3-2-35）

【県（防災危機管理課・消防保安課）・市町・消防】

関係機関の対策

1 県

(2) 防災行政無線地上系固定局の防災関係機関（放送機関、基幹病院等）への配備

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-37）

2 放送要請取扱要領

(2) 放送手続

ア 県における放送要請要領

(イ) 災害放送連絡責任者

b 放送機関

放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系）10-219-3 〃 FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系）10-220-3 〃 FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系）10-221-3 〃 FAX 19-221
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系）10-223-2 〃 FAX 19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系）10-222-3 〃 FAX 19-222

修 正 案

を行う体制を整備している。

【中国総合通信局に配備されている発電機】

種 類	貸 与 条 件 等
発電機（LPG、ガソリン）（発電容量2.2~2.8kVA）	機器貸与：無償 運用経費：要 注 他の総合通信局に配備されている移動電源車についても、貸与可能である。

(2) 県及び市町は、必要に応じ、中国総合通信局に対し、貸し出しに係る要請を行い、貸与を受けるものとする。

第2項 通信施設の整備（3-2-35）

【県（防災危機管理課・消防保安課）・市町・消防】

関係機関の対策

1 県

(2) 防災行政無線地上系携帯局の防災関係機関（放送機関、基幹病院等）への配備

第4節 災害時の放送

第1項 放送局に対する放送の要請（3-2-37）

2 放送要請取扱要領

(1) 放送手続

ア 県における放送要請要領

(イ) 災害放送連絡責任者

b 放送機関

放 送 機 関	連 絡 責 任 者	連 絡 先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系）7-10-219-3 〃 FAX 7-19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系）7-10-220-3 〃 FAX 7-19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系）7-10-221-3 〃 FAX 7-19-221
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系）7-10-223-3 〃 FAX 7-19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系）7-10-222-3 〃 FAX 7-19-222

備 考

表現の適正化

機器更新による無線局の種類変更

特番追加

特番追加

特番追加

特番追加  
番号修正

特番追加

現 行

第3章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施（3-3-2）

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
	(略)
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 <b>負傷者の救出・救助</b> に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。

第2節 医療等活動計画

第2項 医療救護体制（3-4-5）

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む。）の編成を要請する。

資料編[6-2]……災害拠点病院等一覧表

[6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表

[6-4]……救急病院及び救急診療所

[6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況

[6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調

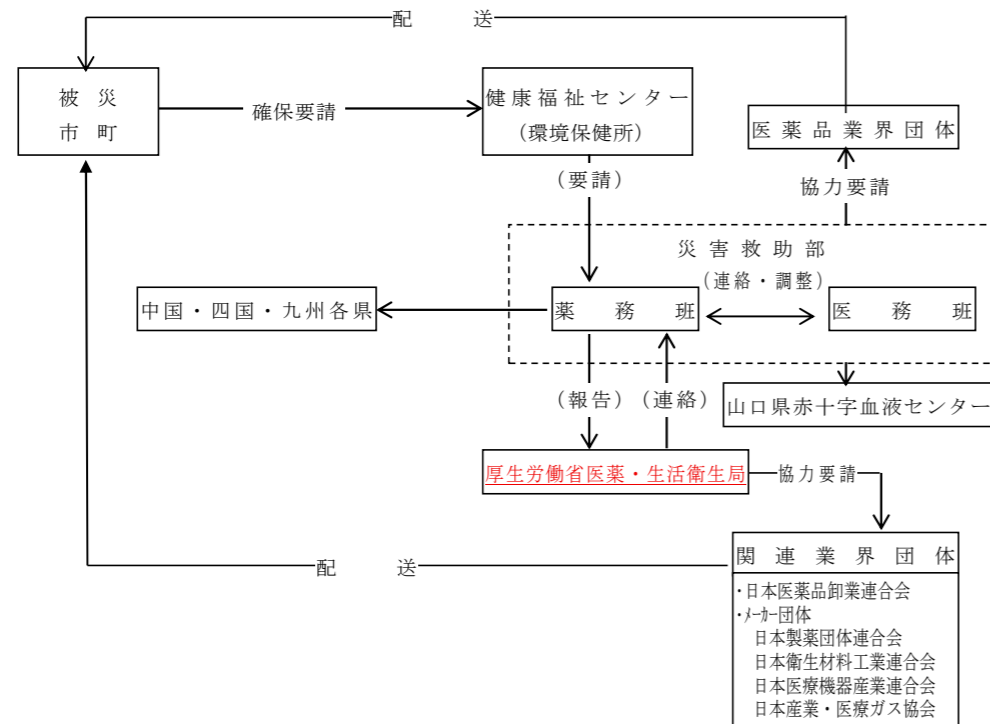
第5項 医薬品・医療資器材の補給（3-3-12）

1 医薬品等の供給体制

【県（健康福祉部）・市町・山口県赤十字血液センター】

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

イ 補給体制



修 正 案

第3章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施（3-3-2）

1 実施機関

機 関 名	活 動 内 容
	(略)
警 察	(1) 別に定める計画に基づき、救出救助活動を実施する。 (2) 県、市町（消防本部・消防団）、自衛隊、日赤山口県支部等と積極的に連携し、 <b>被災者の救出救助</b> に万全を期する。 (3) 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。

第2節 医療等活動計画

第2項 医療救護体制（3-4-5）

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

イ 県は、医療救護を応援・補完する立場から、県医師会、独立行政法人国立病院機構、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部、山口大学医学部等に対して、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)、JMATやまぐちを含む。）の編成を要請する。

資料編 [2(7)ク-10] ……山口県災害支援ナース派遣協定締結医療機関一覧表

[6-2]……災害拠点病院等一覧表

[6-3]……山口県DMAT指定病院一覧表

[6-4]……救急病院及び救急診療所

[6-5]……健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・公立医療機関の状況

[6-6]……健康福祉センター（環境保健所）管内別医療関係者の人員調

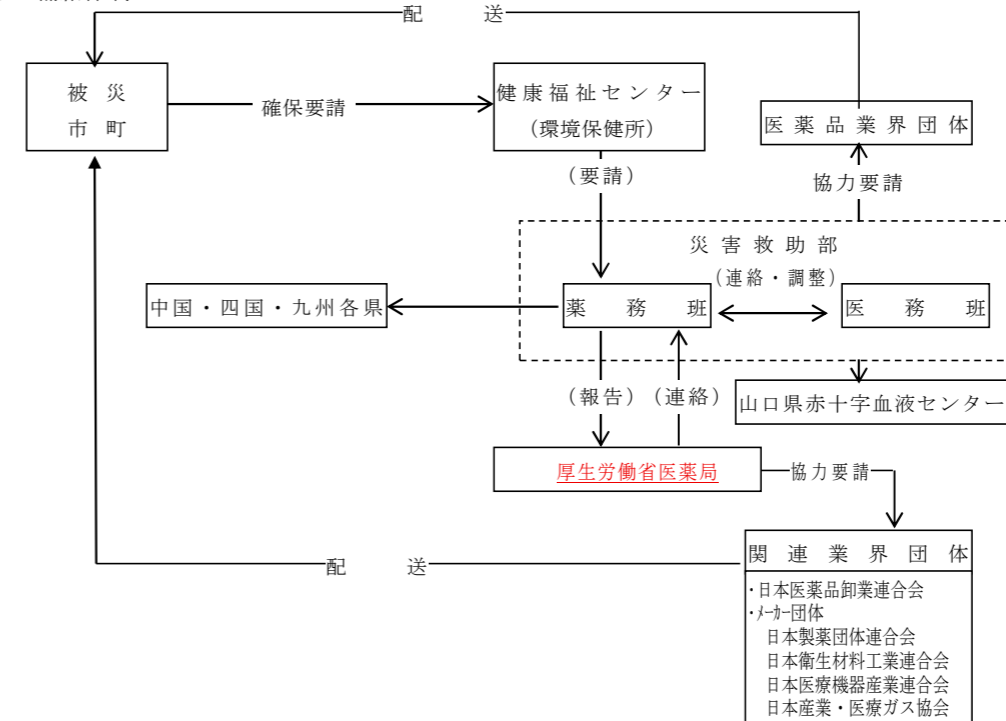
第5項 医薬品・医療資器材の補給（3-3-12）

1 医薬品等の供給体制

【県（健康福祉部）・市町・山口県赤十字血液センター】

(2) 医薬品等の使用及び補給経路

イ 補給体制



備 考

表現の適正化

協定締結による資料編の改正に伴う追加

名称変更

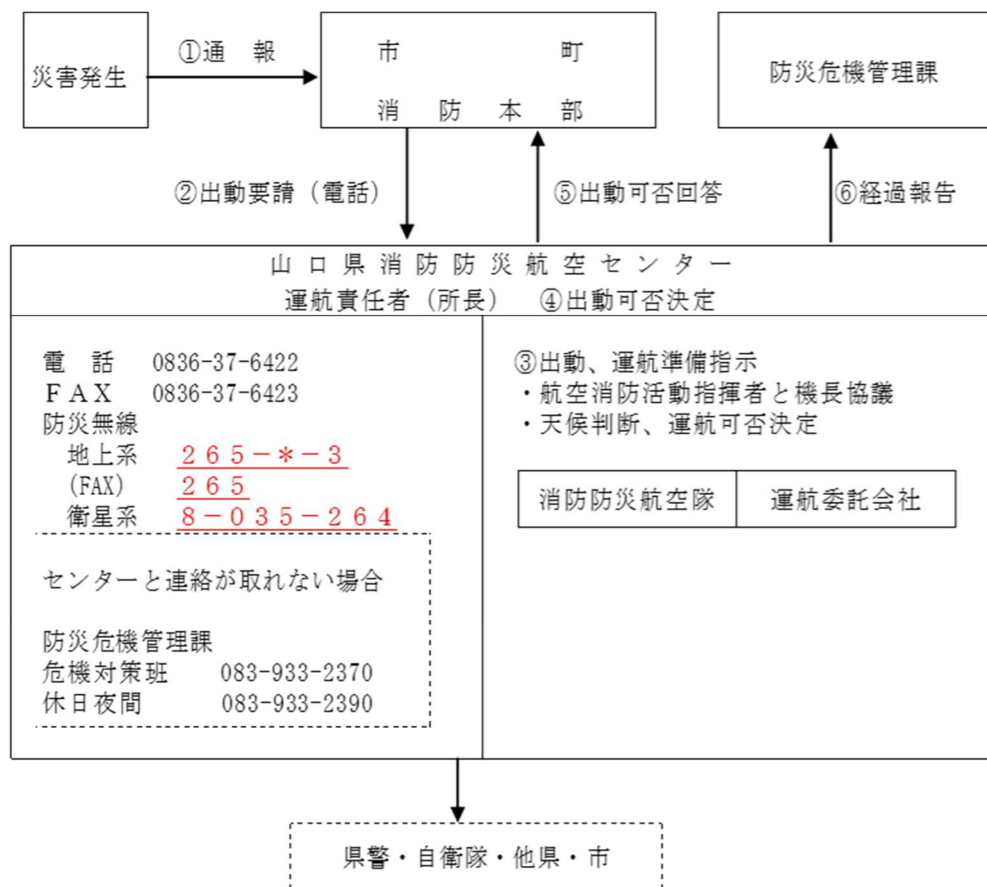
現 行	修 正 案	備 考															
<p>第4章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営（3-4-6）</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(7) 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。</p> <p>特に、女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4項 広域一時滞在（3-4-7）</p> <p>1 市町において行う事項</p> <p>(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。</p> <p>(5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。</p> <p><u>(6)</u> その他必要事項については、市町防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。</p> <p>2 県において行う事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4章 避難計画</p> <p>第2節 避難所の設置運営</p> <p>第1項 避難所の開設・運営（3-4-6）</p> <p>2 避難所の管理・運営</p> <p>(7) 避難所の運営にあたっては、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。</p> <p>特に、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、男女ペアによる巡回警備、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設するなど、安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4項 広域一時滞在（3-4-7）</p> <p>1 市町において行う事項</p> <p>(4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送要請をした市町が行い、被災者を受け入れた市町は、避難所の運営に協力するものとする。<u>運営に必要な人員等については、県及び県内市町等が連携して確保・派遣する。</u></p> <p>(5) 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障害者等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送など必要な配慮を行う。</p> <p><u>(6) 被災市町は、受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。</u></p> <p><u>(7)</u> その他必要事項については、市町防災計画に定めておくとともに、隣接市町と平素から協議しておく。</p> <p>2 県において行う事項</p> <p><u>(3) 県災害対策本部内に、総務部を中心とした「広域避難対策支援チーム」を設置し、広域避難調整や広域避難所の運営等に係る対応を一元的に処理する。</u></p> <p><u>(4) 県は、広域避難調整を行い、被災地の近隣市町での受入が困難な場合には、広域避難所の開設を検討することとし、県が開設・運営する広域避難所について、次のように定める。</u></p> <table border="1" data-bbox="1478 1417 2448 1669"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 山口県立下関武道館</td> <td>下関市大字富任</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>(2) 維新百年記念公園</td> <td>山口市維新公園</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>(3) 山口県スポーツ交流村</td> <td>光市光井</td> <td>山口県</td> </tr> <tr> <td>(4) 萩ウェルネスパーク</td> <td>萩市大字椿</td> <td>山口県</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4 マニュアル</u></p> <p><u>広域避難調整や広域避難所の運営等については、別に定める広域避難調整・広域避難所運営マニュアルによるものとする。</u></p>	施設名称	所在地	管理者	(1) 山口県立下関武道館	下関市大字富任	山口県	(2) 維新百年記念公園	山口市維新公園	山口県	(3) 山口県スポーツ交流村	光市光井	山口県	(4) 萩ウェルネスパーク	萩市大字椿	山口県	<p>表現の適正化</p> <p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルとの整合性を図る</p> <p>防災基本計画の改正を反映</p> <p>条番号の変更</p> <p>部局横断的チームの追記</p> <p>広域避難所の指定</p> <p>広域避難調整・広域避難所運営マニュアルの記載</p>
施設名称	所在地	管理者															
(1) 山口県立下関武道館	下関市大字富任	山口県															
(2) 維新百年記念公園	山口市維新公園	山口県															
(3) 山口県スポーツ交流村	光市光井	山口県															
(4) 萩ウェルネスパーク	萩市大字椿	山口県															

現 行

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第4節 応援要請（3-5-3）

2 要請方法



第6章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第3項 応援協定（3-6-6）

2 防災関係機関との協定

【県（関係各課）】

資料編[2(2)-2]……北九州救助調整本部活動方針・広島救助調整本部活動方針

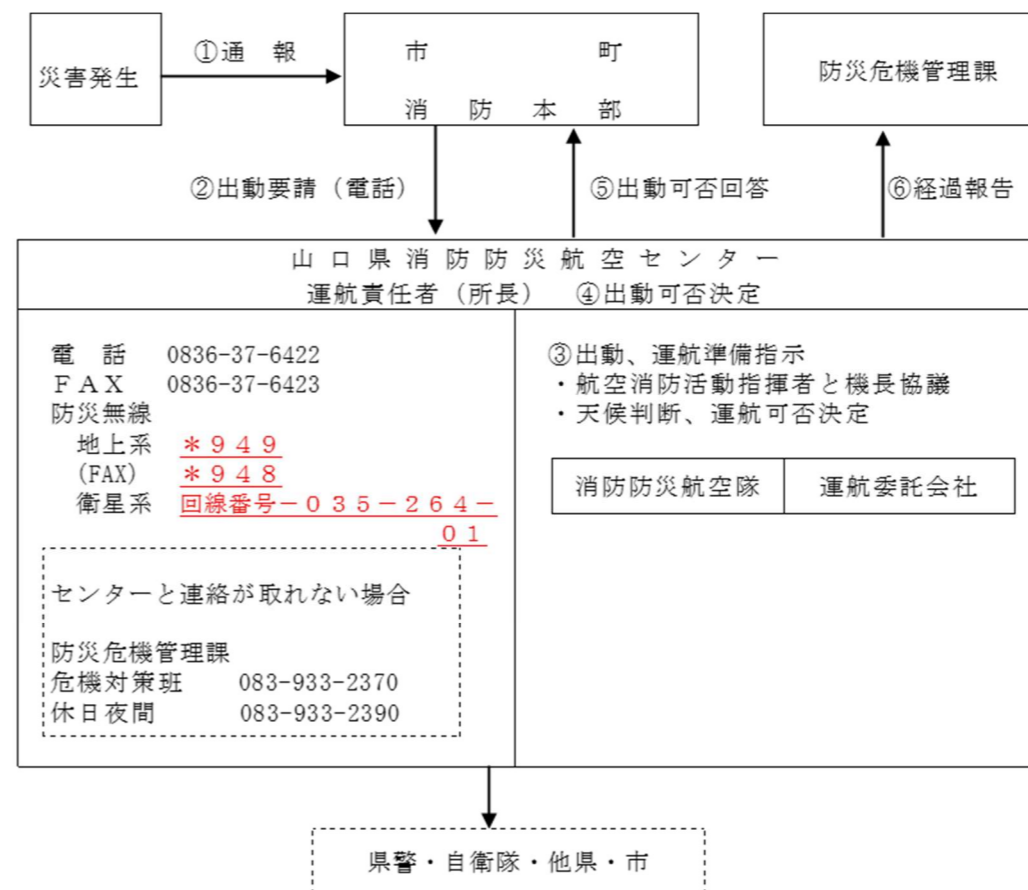
- [2(7)ア-3]……災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定
- [2(7)ア-5]……地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定
- [2(7)オ-1]……災害時における放送要請に関する協定
- [2(7)ク-1]……集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [2(7)ク-2]……災害救助又はその実施に関する業務委託契約（医療等）
- [2(7)ク-4]……山口県DMATに係る協定等
- [2(7)ク-6]……災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定
- [2(7)サ-1]……災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定  
(警察本部長・西日本旅客鉄道)
- [2(7)サ-2]……道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する協定
- [2(7)サ-6]……大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

修 正 案

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

第4節 応援要請（3-5-3）

2 要請方法



第6章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第3項 応援協定（3-6-6）

2 防災関係機関との協定

【県（関係各課）】

資料編[2(2)-2]……北九州救助調整本部活動方針・広島救助調整本部活動方針

- [2(7)ア-3]……災害又は事故における緊急的な応急対策等の支援に関する包括協定
- [2(7)ア-5]……地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定
- [2(7)オ-1]……災害時における放送要請に関する協定
- [2(7)ク-1]……集団発生傷病者救急医療対策に関する協定
- [2(7)ク-2]……災害救助又はその実施に関する業務委託契約（医療等）
- [2(7)ク-4]……山口県DMATに係る協定等
- [2(7)ク-6]……災害時における医療救護活動及び健康管理活動に関する協定
- [2(7)ク-10]……山口県における災害支援ナースの派遣に関する協定
- [2(7)サ-1]……災対法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定  
(警察本部長・西日本旅客鉄道)
- [2(7)サ-2]……道路の通行障害、損傷等の情報提供に関する協定
- [2(7)サ-6]……大規模災害発生時等における相互協力に関する協定書

備 考

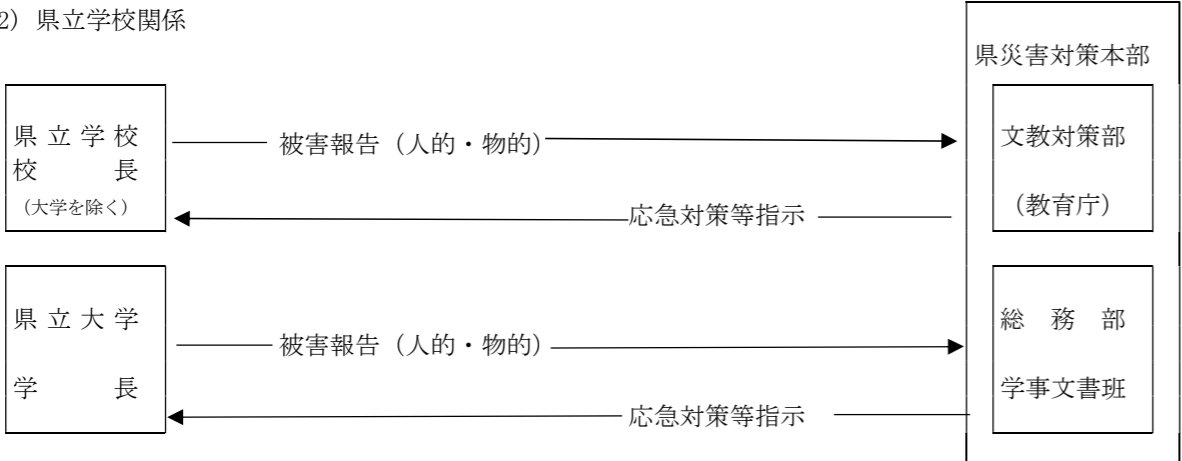
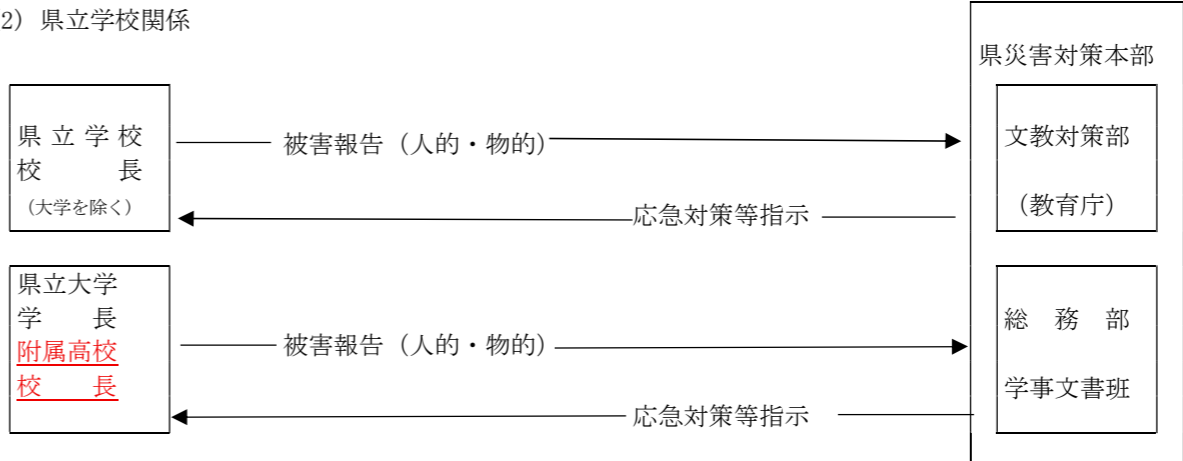
番号変更

協定締結による資料編の改正に伴う追加

現 行	修 正 案	備 考																								
<p>3 民間団体との協定（3-6-7） 【県（関係各課）・市町】 (1) 県 資料編 [2(7)エ-1]……<u>災害時における交通誘導業務等に関する協定</u></p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画 第2項 災害派遣要請の手続（3-6-11） 2 要請手続 (3) 災害派遣連絡窓口一覧表</p> <table border="1" data-bbox="172 541 1305 814"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 請 先</th> <th>所 在 地</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊に 対するもの</td> <td>第17普通科連隊長</td> <td>山口市上野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217)</td> <td rowspan="3">車両・船艇・航空機・地 上部隊による各種救助活 動</td> </tr> <tr> <td>第13旅団長</td> <td>広島県安芸郡海田町新町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157)</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監</td> <td>伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第2項 発災時における緊急輸送施設の確保（3-8-3） 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するための職員等を確保する。</p> <p>4 自衛隊との連絡（3-6-12） (1) 情報連絡 イ 震度5弱以上の地震等に際し、自衛隊が、<u>航空機等により</u>当該災害の発生地域等の情報収集を行った場合において、その情報を必要に応じ、県に伝達し、県も的確な災害情報の提供に努めること。</p> <p>第3節 輸送車両等の確保 第2項 調 達（3-7-6） 【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>2 日本通運株式会社 (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。 (2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。 ア 組織 県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、<u>下関特定支店に総括本部を、県内各支店（下関、防府）に防災本部</u>を設ける。 イ <u>防災本部間の関連</u> <u>下関特定支店総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。</u> ウ <u>災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制</u> <u>(7) 県からの輸送協力要請にあっては、下関特定支店が受理する。</u> <u>(4) 市町等からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統」による第1・第2連絡先（最寄りの支店、営業所等）又は各支店防災本部が受理する。</u></p>	区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容	陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長	山口市上野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217)	車両・船艇・航空機・地 上部隊による各種救助活 動	第13旅団長	広島県安芸郡海田町新町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157)	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)	<p>3 民間団体との協定（3-6-7） 【県（関係各課）・市町】 (1) 県 資料編 [2(7)エ-1]……<u>災害時における地域の安全確保のための警備業務に関する協定</u></p> <p>第2節 自衛隊災害派遣要請計画 第2項 災害派遣要請の手続（3-6-11） 2 要請手続 (3) 災害派遣連絡窓口一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1489 541 2623 814"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>要 請 先</th> <th>所 在 地</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">陸上自衛隊に 対するもの</td> <td>第17普通科連隊長</td> <td>山口市上野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217-01)</td> <td rowspan="3">車両・船艇・航空機・地 上部隊による各種救助活 動</td> </tr> <tr> <td>第13旅団長</td> <td>広島県安芸郡海田町新町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157)</td> </tr> <tr> <td>中部方面総監</td> <td>伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項 発災時における緊急輸送施設の確保（3-8-3） 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。</p> <p>4 自衛隊との連絡（3-6-12） (1) 情報連絡 イ 震度5弱以上の地震等に際し、自衛隊が、<u>(削除)</u>当該災害の発生地域等の情報収集を行った場合において、その情報を必要に応じ、県に伝達し、県も的確な災害情報の提供に努めること。</p> <p>第3節 輸送車両等の確保 第2項 調 達（3-7-6） 【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体、関係業者等】</p> <p>2 日本通運株式会社 (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。 (2) 県及び市町、その他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。 ア 組織 県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、<u>下関支店に防災本部</u>を設ける。 イ <u>災害時における県、市町、防災関係機関への協力体制</u> <u>県、市町等からの輸送協力要請にあっては、下関支店防災本部が受理する。</u> <u>(削除)</u></p>	区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容	陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長	山口市上野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217-01)	車両・船艇・航空機・地 上部隊による各種救助活 動	第13旅団長	広島県安芸郡海田町新町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157)	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)	<p>再締結に伴う修正</p> <p>番号変更</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>機構改正に伴う修正</p>
区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容																							
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長	山口市上野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217)	車両・船艇・航空機・地 上部隊による各種救助活 動																							
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町新町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157)																								
	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)																								
区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容																							
陸上自衛隊に 対するもの	第17普通科連隊長	山口市上野台784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)8-035-217-01)	車両・船艇・航空機・地 上部隊による各種救助活 動																							
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町新町2-1(082-822-3101) (防災無線(衛星系)8-034-101-941-157)																								
	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)																								

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p><u>エ 各支店防災本部の連携措置</u></p> <p><u>(7) 輸送の要請……………関係支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。</u></p> <p><u>(4) 関係支店防災本部……………下関特定支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。</u></p> <p><u>(ウ) 下関特定支店総括本部……………支店防災本部・下関特定支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。</u></p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制（3-9-2）</p> <p>応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</p> <p>なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第1項 生活必需品等の供給体制（3-9-8）</p> <p>生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用する。</p> <p>2 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 備蓄、調達体制</p> <p>ア 県及び市町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとする。</p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3-9-10）</p> <p>【市町・県（厚政課・物品管理課・産業労働部）】</p> <p>4 被服、寝具その他生活必需品の品目</p> <table border="1" data-bbox="172 1243 1305 1612"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット・毛布・布団</td> </tr> <tr> <td>外 衣</td> <td>洋服・作業衣・<u>子供服</u></td> </tr> <tr> <td>肌 着</td> <td>シャツ・パンツ等の下着類</td> </tr> <tr> <td>身 回 品</td> <td>タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類</td> </tr> <tr> <td>炊 事 道 具</td> <td>炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶わん・皿・箸等の類</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類</td> </tr> <tr> <td>光 熱 材 料</td> <td>マッチ・プロパンガス・ローソク等の類</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団	外 衣	洋服・作業衣・ <u>子供服</u>	肌 着	シャツ・パンツ等の下着類	身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類	炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類	食 器	茶わん・皿・箸等の類	日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類	光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類	<p><u>(削除)</u></p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画</p> <p>第1項 食料の供給体制（3-9-2）</p> <p>応急用食料の供給は、市町を実施機関とし、県は、被災市町の要請を受け、主食である米穀を中心に、必要により副食等についても供給する。</p> <p>なお、食糧の不足状況や入出荷の管理等については、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用する。</p> <p>第3節 生活必需品等の供給計画</p> <p>第1項 生活必需品等の供給体制（3-9-8）</p> <p>生活必需品等の不足状況や入出荷の管理等については、<u>新物資システム (B-PLo)</u>を活用する。</p> <p>2 生活必需品等の確保</p> <p>(1) 備蓄、調達体制</p> <p>ア 県及び市町は、被災者に対する生活必需品の供給を円滑に実施するため、必要な物資の備蓄や調達体制の確立に努めるものとし、<u>その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</u></p> <p>第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与（3-9-10）</p> <p>【市町・県（厚政課・物品管理課・産業労働部）】</p> <p>4 被服、寝具その他生活必需品の品目</p> <table border="1" data-bbox="1489 1243 2623 1612"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット・毛布・布団</td> </tr> <tr> <td>外 衣</td> <td>洋服・作業衣・<u>こども服</u></td> </tr> <tr> <td>肌 着</td> <td>シャツ・パンツ等の下着類</td> </tr> <tr> <td>身 回 品</td> <td>タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類</td> </tr> <tr> <td>炊 事 道 具</td> <td>炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶わん・皿・箸等の類</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類</td> </tr> <tr> <td>光 熱 材 料</td> <td>マッチ・プロパンガス・ローソク等の類</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団	外 衣	洋服・作業衣・ <u>こども服</u>	肌 着	シャツ・パンツ等の下着類	身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類	炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類	食 器	茶わん・皿・箸等の類	日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類	光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類	<p>国システムの名称変更に伴う修正</p> <p>国システムの名称変更に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p>
品 目	内 容																																					
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団																																					
外 衣	洋服・作業衣・ <u>子供服</u>																																					
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類																																					
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類																																					
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類																																					
食 器	茶わん・皿・箸等の類																																					
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類																																					
光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類																																					
品 目	内 容																																					
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団																																					
外 衣	洋服・作業衣・ <u>こども服</u>																																					
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類																																					
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類																																					
炊 事 道 具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類																																					
食 器	茶わん・皿・箸等の類																																					
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯みがき粉・上敷ゴザ等の類																																					
光 熱 材 料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類																																					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第13章 災害警備計画</p> <p>第1節 陸上警備対策</p> <p>第1項 警備体制（災害警備実施計画）（3-13-2）</p> <p>2 警備体制の種別</p> <p>(1) 第<u>一</u>次体制</p> <p>ア 県内において震度4の地震が発生したとき</p> <p>イ <u>津波警報が発表されたとき</u></p> <p>(2) 第<u>二</u>次体制</p> <p>ア 県内において震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>イ <u>津波警報・注意報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき</u></p> <p>(3) 第<u>三</u>次体制</p> <p>ア 県内において震度5強以上の地震が発生したとき</p> <p>イ <u>津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき</u></p> <p>3 警備本部の設置</p> <p>県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部を設置する。</p> <p>第2項 警備対策（災害警備実施計画）</p> <p>1 情報の収集等</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。</p> <p>(2) 災害情報の交換</p> <p>防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、<u>実態的な被害</u>の把握に努める。</p> <p>5 交通規制の実施（3-13-3）</p> <p>(3) 緊急交通路等機能の確保</p> <p>イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる<u>ものとする</u>。</p> <p>9 災害情報等の伝達</p> <p>(2) 相談活動の実施</p> <p>被災者の<u>肉親</u>等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。</p> <p>また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。</p>	<p>第13章 災害警備計画</p> <p>第1節 陸上警備対策</p> <p>第1項 警備体制（災害警備実施計画）（3-13-2）</p> <p>2 警備体制の種別</p> <p>(1) 第<u>1</u>次体制</p> <p>ア 県内において震度4の地震が発生したとき</p> <p>イ <u>県内に津波注意報が発表されたとき</u></p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></p> <p>(2) 第<u>2</u>次体制</p> <p>ア 県内において震度5弱の地震が発生したとき</p> <p>イ <u>県内に津波警報が発表されたとき</u></p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u></p> <p>(3) 第<u>3</u>次体制</p> <p>ア 県内において震度5強以上の地震が発生したとき</p> <p>イ <u>県内に大津波警報が発表されたとき</u></p> <p>ウ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u></p> <p>3 警備本部<u>等</u>の設置</p> <p>県内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、山口県警察災害警備計画等に定めるところにより、県警察本部及び関係警察署に所要の災害警備本部<u>等</u>を設置する。</p> <p>第2項 警備対策（災害警備実施計画）</p> <p>1 情報の収集等</p> <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプター<u>等</u>による上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。</p> <p>(2) 災害情報の交換</p> <p>防災関係機関等と連携し、相互に映像等を含めた災害情報の交換を行い、<u>被害実態</u>の把握に努める。</p> <p>5 交通規制の実施（3-13-3）</p> <p>(3) 緊急交通路等機能の確保</p> <p>イ 信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じる<u>（削除）</u>。</p> <p>9 災害情報等の伝達</p> <p>(2) 相談活動の実施</p> <p>被災者<u>（削除）</u>等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。</p> <p>また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。</p>	<p>警備計画改正に伴う修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第14章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営（3-14-2）</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町</p> <p>ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や<u>子育て</u>のニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。</p> <p>第16章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第1項 文教対策の実施（3-16-2）</p> <p>(2) 県立学校関係</p>  <p>第2項 児童生徒等の安全対策（3-16-4）</p> <p>1 応急対策</p> <p>(2) 災害時の対応</p> <p>ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。</p> <p>なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学及び私立学校にあつては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。</p> <p>【県教育委員会及び市町教育委員会】</p> <p>ア 各学校等の応急<u>応急</u>教育計画の作成にあたり、県教委及び市町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。</p> <p>第3項 児童生徒等の援助（3-16-8）</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与</p> <p>(イ) 県立大学 → 県（学事文書課）</p> <p>(2) 私立高等学校生徒等に対する<u>授業料</u>減免補助（3-16-8）</p> <p><u>子育て支援のための私立高校生授業料</u>等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法 人が行う<u>授業料</u>軽減措置に対して補助する。</p>	<p>第14章 要配慮者支援計画</p> <p>第1節 避難誘導・避難所の管理等</p> <p>第2項 避難所の設置・運営（3-14-2）</p> <p>1 避難所の管理</p> <p>(1) 市町</p> <p>ウ 避難所において、高齢者、障害者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。</p> <p>また、女性や<u>子育て家庭、子ども・若者</u>のニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や多様な主体の視点等に配慮するものとする。</p> <p>第16章 応急教育計画</p> <p>第1節 文教対策</p> <p>第1項 文教対策の実施（3-16-2）</p> <p>(2) 県立学校関係</p>  <p>第2項 児童生徒等の安全対策（3-16-4）</p> <p>1 応急対策</p> <p>(2) 災害時の対応</p> <p>ウ 校長は、状況に応じ県（教育庁各課・学事文書課）又は当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。</p> <p>なお、校長は休校を決定した場合は、速やかに教育委員会（県立大学（<u>附属高校を含む</u>）及び私立学校にあつては、学事文書課）にその旨の報告を行い、市町教育委員会は、教育庁学校運営・施設整備室に休校の状況を報告することとする。</p> <p>【県教育委員会及び市町教育委員会】</p> <p>ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。</p> <p>第3項 児童生徒等の援助（3-16-8）</p> <p>5 授業料等の減免及び学資貸与</p> <p>(イ) <u>県立大学（附属高校を含む）</u></p> <p>県立大学 → 県（学事文書課）</p> <p><u>※附属高校については、公立大学法人を経由して報告するものとする。</u></p> <p>(2) 私立高等学校生徒等に対する<u>入学金</u>減免補助（3-16-8）</p> <p><u>山口県私立高校生入学金</u>等減免補助金により、私立高等学校等を設置している学校法 人が行う<u>入学金</u>軽減措置に対して補助する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>周防大島高校の設置者変更に伴う修正</p> <p>誤字修正</p> <p>周防大島高校の設置者変更に伴う修正</p> <p>高校無償化に伴う、補助金の名称変更</p>

(新設)

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱(3-17-2)

2 災害発生時の防災体制

ア 防災体制の発令の考え方 (支社)

区 分	発 令 基 準
	(略)
非 常 体 制 (災害対策室)	・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合

(新設)

6 児童生徒等に対する精神的なケア

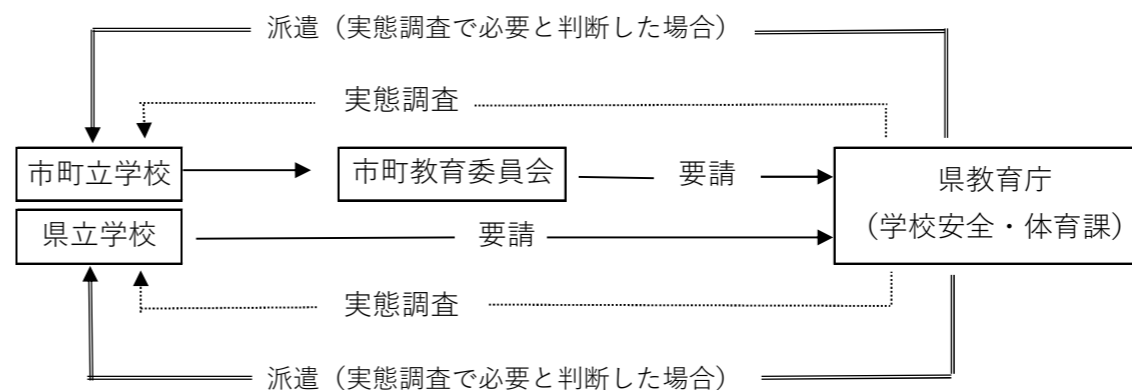
【県(教育庁学校安全・体育課)】

被災により、児童生徒等への精神的なケアが必要な場合もしくは必要となることが予測される場合、派遣要請に応じてスクールカウンセラー等の専門家を学校に派遣する。

ア 派遣対象学校

公立幼・小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

イ 派遣要請から派遣までの流れ



ウ 専門家支援の内容

(7) 学校の生徒指導・教育相談体制への指導・助言

(イ) 幼児児童生徒の安全確保及び保護者への指導・助言

(ウ) 幼児児童生徒・保護者等のカウンセリング及び教職員のサポート

(エ) 幼児児童生徒・保護者等への心理教育

(オ) その他、必要と認められる支援

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

第1節 電力施設

第2項 中国電力㈱・中国電力ネットワーク㈱(3-17-2)

2 災害発生時の防災体制

ア 防災体制の発令の考え方 (中国電力㈱山口支社)

区 分	発 令 基 準
	(略)
非 常 体 制 (災害対策室)	・山口ネットワークセンターまたは複数の事業所に非常体制が発令され、防災体制の発令が必要と判断された場合 ・特別非常体制が発令された事業所がある場合

イ 防災体制の発令の考え方(中国電力ネットワーク㈱山口ネットワークセンター)

区 分	発 令 基 準
警 戒 体 制 (災害対策準備本部)	・山口統括大の担当区域に一定の被害が予測される場合 ・山口統括大の担当区域に被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
非 常 体 制 (災害対策本部)	・山口統括大の担当区域に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合
特別非常体制 (特別災害対策本部)	・山口統括大の担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合

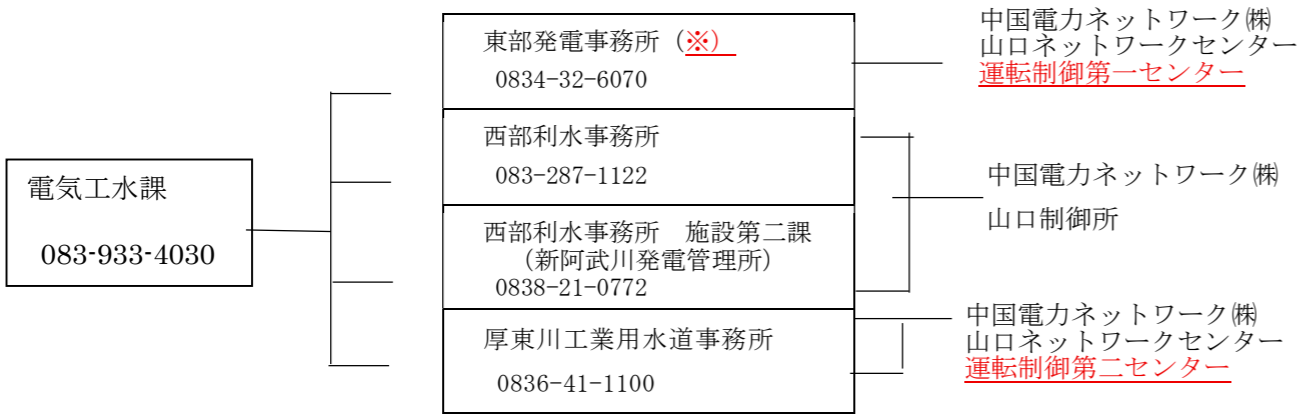
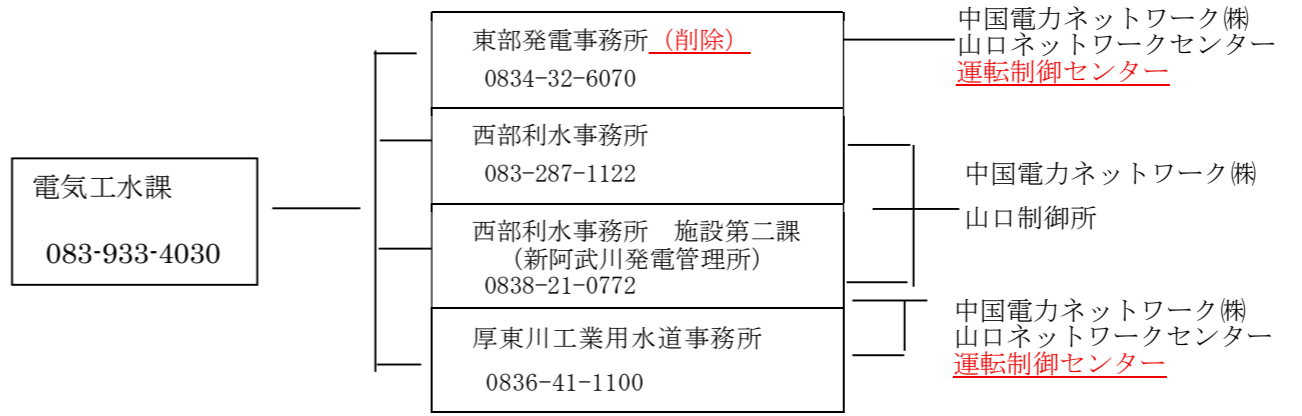
防災基本計画の修正に伴う追加

表現の適正化

誤字訂正

表の追加

現 行	修 正 案	備 考												
<p>3 災害応急対策（3-17-3） 災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="178 220 1305 1512"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td> <p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>気象予報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>中国電力（株）山口支社と県（産業政策課）が協議して別に定める。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>・時間内</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 （広報） TEL 924-99688</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（産業政策課） TEL 933-3125</div> </div> <p><u>・休日、時間外</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） TEL <u>090-3744-4960</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL 933-2390</div> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	対 応 措 置	(略)		(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>気象予報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>中国電力（株）山口支社と県（産業政策課）が協議して別に定める。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>・時間内</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 （広報） TEL 924-99688</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（産業政策課） TEL 933-3125</div> </div> <p><u>・休日、時間外</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） TEL <u>090-3744-4960</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL 933-2390</div> </div>	<p>3 災害応急対策（3-17-3） 災害が発生し又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確に対処するため、次の事項により応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1498 220 2626 1438"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 災害時における県への情報伝達</td> <td> <p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>中国電力(株)山口支社に防災体制が発令されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>電力供給に関すること。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 （広報） TEL <u>083-924-9968</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（産業政策課） TEL <u>083-933-3125</u></div> </div> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） TEL <u>083-924-2942</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL <u>083-933-2390</u></div> </div> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	対 応 措 置	(略)		(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>中国電力(株)山口支社に防災体制が発令されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>電力供給に関すること。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 （広報） TEL <u>083-924-9968</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（産業政策課） TEL <u>083-933-3125</u></div> </div> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） TEL <u>083-924-2942</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL <u>083-933-2390</u></div> </div>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>番号変更</p>
事 項	対 応 措 置													
(略)														
(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>気象予報が発表され、中国電力（株）山口支社に広報班が編成されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>中国電力（株）山口支社と県（産業政策課）が協議して別に定める。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>・時間内</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 （広報） TEL 924-99688</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（産業政策課） TEL 933-3125</div> </div> <p><u>・休日、時間外</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） TEL <u>090-3744-4960</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL 933-2390</div> </div>													
事 項	対 応 措 置													
(略)														
(3) 災害時における県への情報伝達	<p>ア 伝達を要する場合</p> <p>(7) <u>中国電力(株)山口支社に防災体制が発令されている間の被害状況。</u></p> <p>(イ) 大規模な被害又は重大な事故が発生したとき。</p> <p>イ 伝達内容 <u>電力供給に関すること。</u></p> <p>ウ 伝達系統図</p> <p>(7) 山口支社及び県に災害対策室・本部が設置された場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 災害対策室広報班 県庁内線 5180</div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県災害対策本部 （産業労働部） 県庁内線 2452</div> </div> <p>(イ) 山口支社に防災体制が発令されていない場合</p> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 （広報） TEL <u>083-924-9968</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（産業政策課） TEL <u>083-933-3125</u></div> </div> <p><u>(削除)</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">中国電力（株）山口支社 マネージャー（総務・地域協力） TEL <u>083-924-2942</u></div> <div style="font-size: 2em;">↔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">県（防災危機管理課） TEL <u>083-933-2390</u></div> </div>													

現 行	修 正 案	備 考												
<p>第3項 県営電力施設（3-17-5）</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <p>災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。</p>  <p style="color: red;">※生見川発電所については、中国電力ネットワーク(株)広島制御所</p>	<p>第3項 県営電力施設（3-17-5）</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 情報連絡体制</p> <p>災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。</p>  <p style="color: red;">(削除)</p>	<p>連絡先の変更 名称変更</p> <p>名称変更</p> <p>連絡先の変更</p>												
<p>第3節 水道施設</p> <p>第1項 震災時の活動体制（3-17-8）</p> <p>1 動員体制の確立</p> <p>(3) 情報連絡活動</p> <p style="color: red;">(新設)</p> <p>2 応急対策</p> <table border="1" data-bbox="148 1228 1320 1711"> <thead> <tr> <th>対 策 項 目</th> <th>措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 応急措置</td> <td>           被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。            ア 取水、導水、浄水施設の給水所            取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。            イ 送水・配水管            (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。            この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。            (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。         </td> </tr> </tbody> </table>	対 策 項 目	措 置 内 容	(略)		(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。	<p>第3節 水道施設</p> <p>第1項 震災時の活動体制（3-17-8）</p> <p>1 動員体制の確立</p> <p>(3) 情報連絡活動</p> <p style="color: red;">ウ 上下水道一体での情報共有・連絡調整が円滑にできるよう、上水・下水の部局間の連携体制を構築する。</p> <p>2 応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1469 1249 2626 1774"> <thead> <tr> <th>対 策 項 目</th> <th>措 置 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) 応急措置</td> <td>           被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。            また、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、<u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施する。</u>            ア 取水、導水、浄水施設の給水所            取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。            イ 送水・配水管            (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。            この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。            (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。         </td> </tr> </tbody> </table>	対 策 項 目	措 置 内 容	(略)		(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 また、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、 <u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施する。</u> ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。	<p>能登半島地震を踏まえた対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p>
対 策 項 目	措 置 内 容													
(略)														
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。													
対 策 項 目	措 置 内 容													
(略)														
(3) 応急措置	被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。 また、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、 <u>上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を実施する。</u> ア 取水、導水、浄水施設の給水所 取水塔、取水堰等の取水設備及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。 イ 送水・配水管 (ア) 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。 (イ) 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。													

現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 下水道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制（3-17-10）</p> <p>3 情報連絡活動</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2項 応急対策（3-17-11）</p> <p>3 応急措置</p> <p>(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る。</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p><b>【西日本電信電話株】</b></p> <p>第1項 震災時の応急活動体制</p> <p>地震等による災害が発生した場合には、<u>西日本電信電話株式会社</u>山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>西日本電信電話株式会社</u>災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認められた時は、<u>西日本電信電話株式会社</u>職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する。</p> <p>3 応急対策（3-17-13）</p> <p>(2) <u>特設公衆電話</u>の設置と緊急・非常扱い電報の受け</p> <p>ア <u>特設公衆電話</u>の開設</p> <p>救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に<u>特設公衆電話</u>を設置する。</p> <p>(4) 応急措置</p> <p>災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。</p> <p>ア 臨時回線の作成</p> <p>イ 中継順路の変更</p> <p>ウ 規制等による疎通確保</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用</p> <p>オ <u>特設公衆電話</u>の設置</p> <p>カ その他必要な措置</p>	<p>第4節 下水道施設</p> <p>第1項 災害時の活動体制（3-17-10）</p> <p>3 情報連絡活動</p> <p><u>(3) 上下水道一体での情報共有・連絡調整が円滑にできるよう、上水・下水の部局間の連携体制を構築する。</u></p> <p>第2項 応急対策（3-17-11）</p> <p>3 応急措置</p> <p><u>地震発生時において、施設の損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。</u></p> <p>(1) 処理場・ポンプ場において、停電のためポンプ機能が停止した場合、非常用発電機等によって運転を行い、排水機能の確保を図る</p> <p>第5節 電気通信設備</p> <p><b>【NTT西日本株】</b></p> <p>第1項 震災時の応急活動体制</p> <p>地震等による災害が発生した場合には、<u>NTT西日本株式会社</u>山口支店（以下「山口支店」という。）が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「<u>NTT西日本株式会社</u>災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認められた時は、<u>NTT西日本株式会社</u>職制の規定にかかわらず、山口支店に災害対策本部を設置する</p> <p>3 応急対策（3-17-13）</p> <p>(2) <u>災害時公衆電話</u>の設置と緊急・非常扱い電報の受け</p> <p>ア <u>災害時公衆電話</u>の開設</p> <p>救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に<u>災害時公衆電話</u>を設置する。</p> <p>(4) 応急措置</p> <p>災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には、最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。</p> <p>ア 臨時回線の作成</p> <p>イ 中継順路の変更</p> <p>ウ 規制等による疎通確保</p> <p>エ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)の運用</p> <p>オ <u>災害時公衆電話</u>の設置</p> <p>カ その他必要な措置</p>	<p>能登半島地震を踏まえた対策の追加</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p> <p>社名変更</p> <p>名称変更</p>

現 行	修 正 案	備 考																																							
<p>【(株)NTTドコモ】</p> <p>第2項 災害時の応急活動体制（3-17-14）</p> <p>災害発生に際し、移動体通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。</p> <p>1 応急対策</p> <p>(2) 移動通信サービス復旧順位</p> <p>公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。</p> <p>なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="225 499 1255 804"> <thead> <tr> <th>順 位</th> <th colspan="2">復 旧 サ ー ビ ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td colspan="2"><u>衛星電話サービス（陸上・海上）</u></td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td><u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u></td> <td>重要通信を確保する機関の通話サービス</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td><u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u></td> <td>一般電話サービス</td> </tr> <tr> <td>第4順位</td> <td colspan="2">第1順位、第2順位、<u>第3順位</u>に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 可搬型無線基地局装置（P-BTS）</u></p> <p><u>可搬型無線基地局及び中継用マイクロ装置は、被災現場に出向き迅速に重要回線を確保する。</u></p> <p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策（3-18-5）</p> <p>3 港湾・漁港施設【県（港湾課・漁港漁場整備課）・市町・管区海上保安本部・海上保安部署】</p> <p>(1) 応急措置・応急復旧対策</p> <table border="1" data-bbox="151 1171 1302 1440"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th> <th>応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所)</td> <td>(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。</td> </tr> </tbody> </table>	順 位	復 旧 サ ー ビ ス		第1順位	<u>衛星電話サービス（陸上・海上）</u>		第2順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス	第3順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	一般電話サービス	第4順位	第1順位、第2順位、 <u>第3順位</u> に該当しないもの		実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策		(略)	中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所)	(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。	<p>【(株)NTTドコモ】</p> <p>第2項 災害時の応急活動体制（3-17-14）</p> <p>災害発生に際し、移動通信施設の被害の防止を図るとともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、移動体通信の確保を図る。</p> <p>1 応急対策</p> <p>(2) 移動通信サービス復旧順位</p> <p>公共の利益のため、緊急を要する通話を確保するために、以下の措置を行う。</p> <p>なお、重要通信を確保する機関についてはこの限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="1540 499 2570 753"> <thead> <tr> <th>順 位</th> <th colspan="2">復 旧 サ ー ビ ス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td><u>携帯電話サービス</u></td> <td>重要通信を確保する機関の通話サービス</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td><u>携帯電話サービス</u></td> <td>一般電話サービス</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td colspan="2">第1順位、第2順位、<u>(削除)</u>に該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 移動基地局車/可搬型基地局(P-BTS)</u></p> <p><u>災害により無線基地局に直接的な被害が発生した場合は、移動基地局車や可搬型基地局を設営し重要通信を確保する。</u></p> <p>第18章 公共施設等の応急復旧計画</p> <p>第1節 公共土木施設</p> <p>第1項 実施機関、応急措置及び応急復旧対策（3-18-5）</p> <p>3 港湾・漁港施設【県（港湾課・漁港漁場整備課）・市町・管区海上保安本部・海上保安部署】</p> <p>(1) 応急措置・応急復旧対策</p> <table border="1" data-bbox="1469 1163 2620 1554"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th> <th>応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所) <u>九州地方整備局</u> <u>(下関港湾事務所)</u></td> <td>(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。</td> </tr> </tbody> </table>	順 位	復 旧 サ ー ビ ス		第1順位	<u>携帯電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス	第2順位	<u>携帯電話サービス</u>	一般電話サービス	第3順位	第1順位、第2順位、 <u>(削除)</u> に該当しないもの		実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策		(略)	中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所) <u>九州地方整備局</u> <u>(下関港湾事務所)</u>	(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。	<p>表現の適正化</p> <p>衛星電話削除</p> <p>表現の適正化</p> <p>下関港では同様の対応を九州地方整備局（下関港湾事務所）が実施するため</p>
順 位	復 旧 サ ー ビ ス																																								
第1順位	<u>衛星電話サービス（陸上・海上）</u>																																								
第2順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス																																							
第3順位	<u>自動車携帯電話サービス</u> <u>航空機電話サービス</u>	一般電話サービス																																							
第4順位	第1順位、第2順位、 <u>第3順位</u> に該当しないもの																																								
実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策																																								
	(略)																																								
中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所)	(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。																																								
順 位	復 旧 サ ー ビ ス																																								
第1順位	<u>携帯電話サービス</u>	重要通信を確保する機関の通話サービス																																							
第2順位	<u>携帯電話サービス</u>	一般電話サービス																																							
第3順位	第1順位、第2順位、 <u>(削除)</u> に該当しないもの																																								
実施機関名	応 急 措 置 ・ 応 急 復 旧 対 策																																								
	(略)																																								
中国地方整備局 (宇部港湾・空港整備事務所) <u>九州地方整備局</u> <u>(下関港湾事務所)</u>	(1) 地震が発生した場合、県と連携し、港湾施設の点検を実施する。 (2) 防波堤・岸壁等への被害が発生した場合には、被害拡大防止に重点を置き、県と連携し、応急復旧対策を緊急に立案する。																																								

現 行

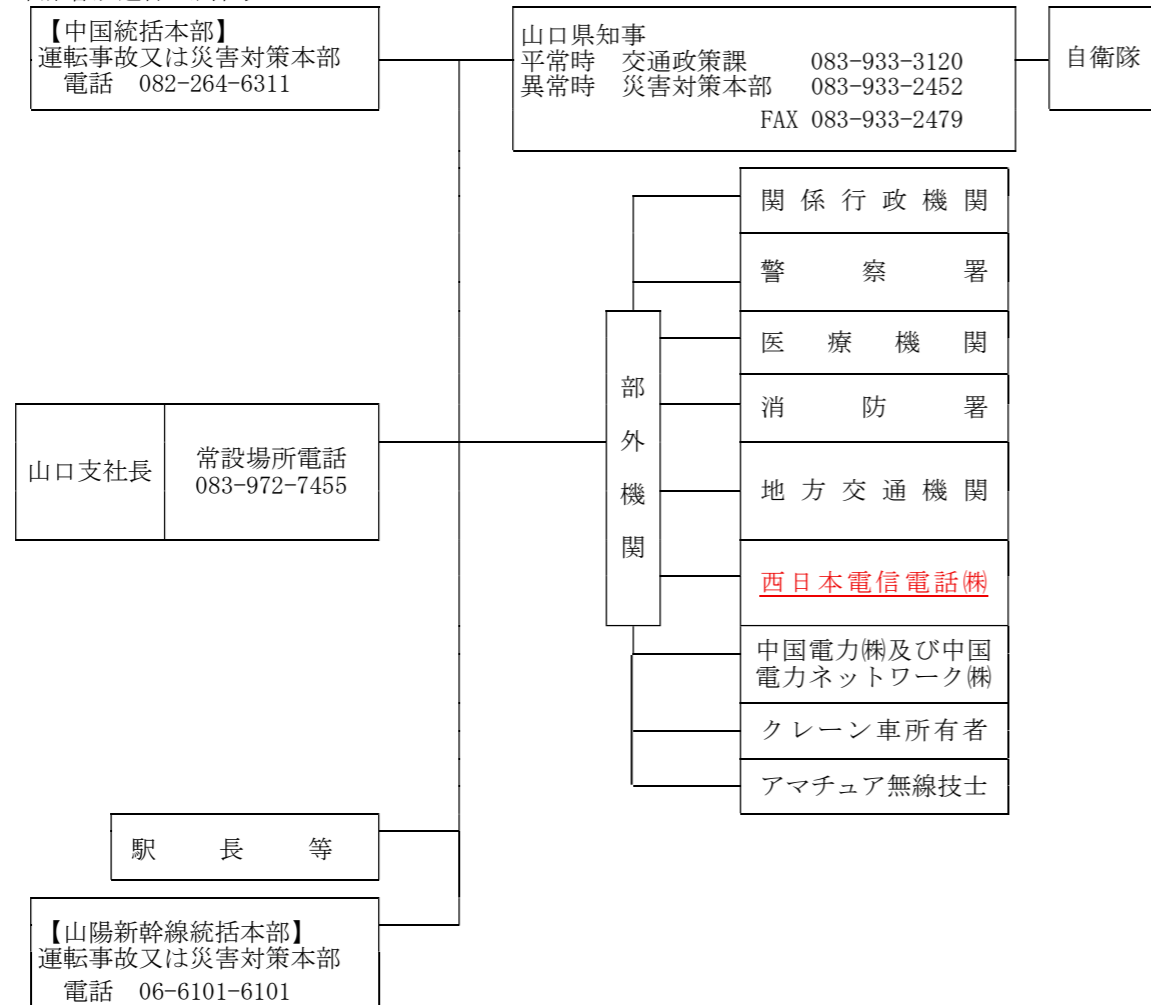
第3節 鉄道施設

第3項 応急復旧（3-18-15）

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



修 正 案

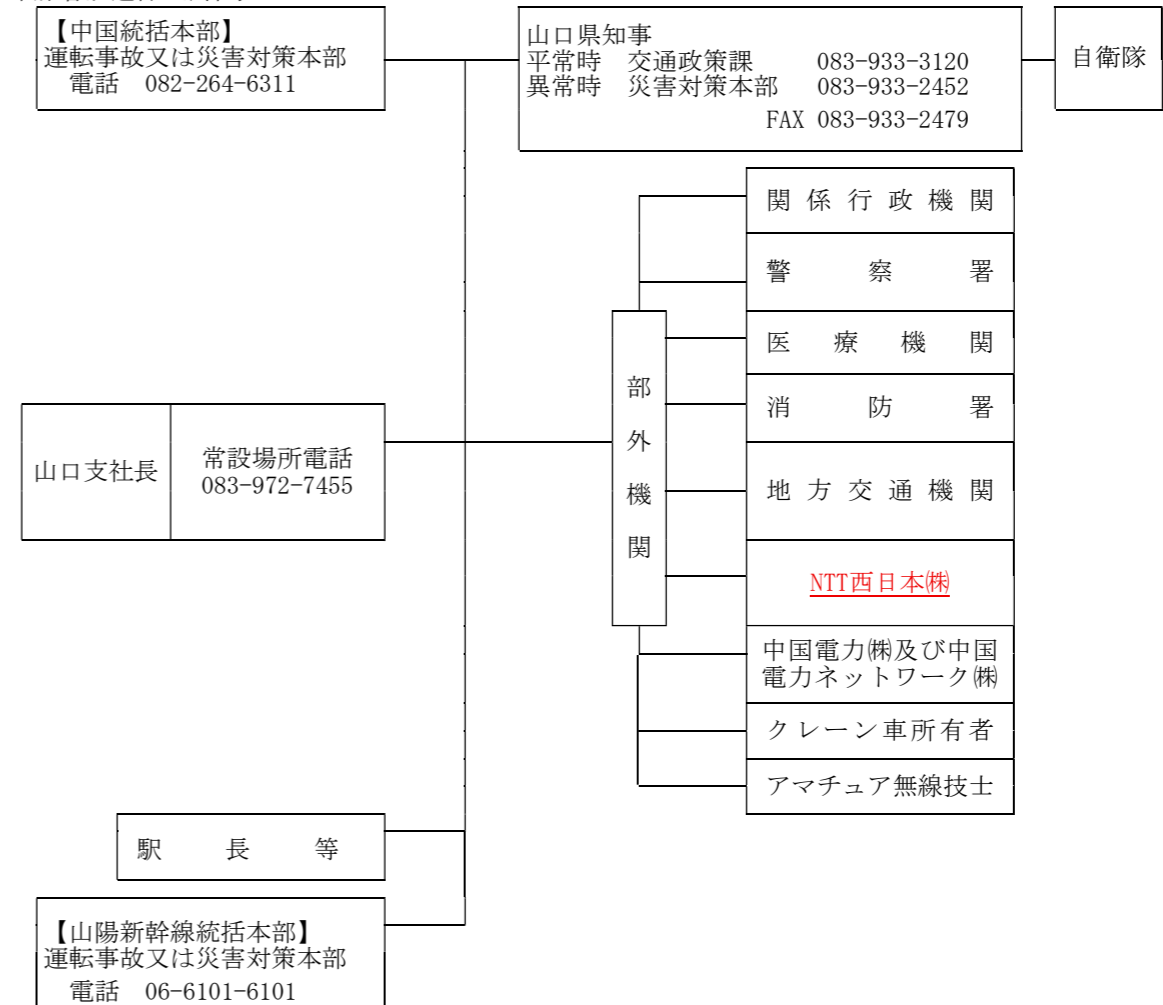
第3節 鉄道施設

第3項 応急復旧（3-18-15）

1 西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

(4) 部外機関との連絡系統図

〔西日本旅客鉄道株式会社〕



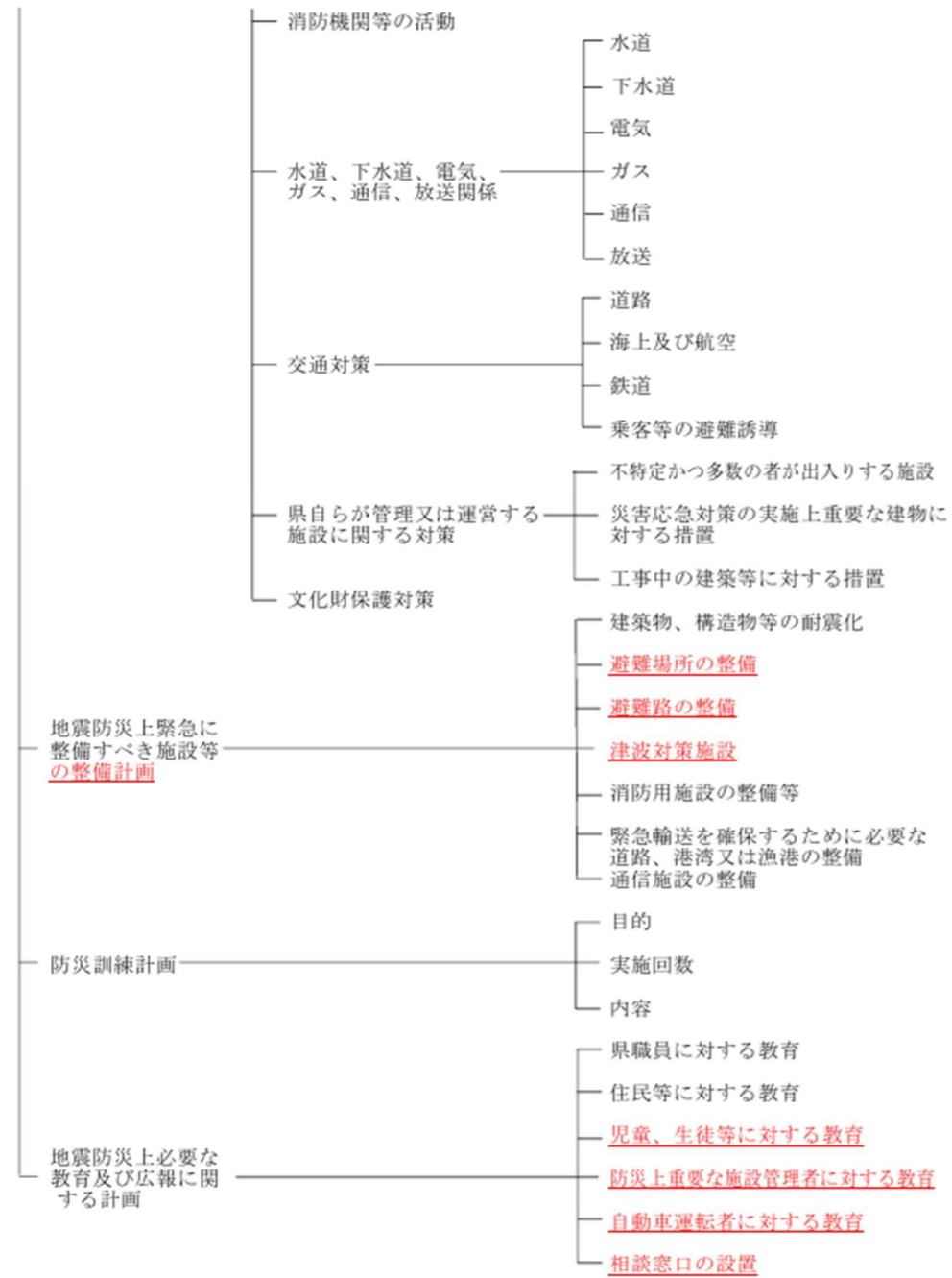
備 考

社名変更

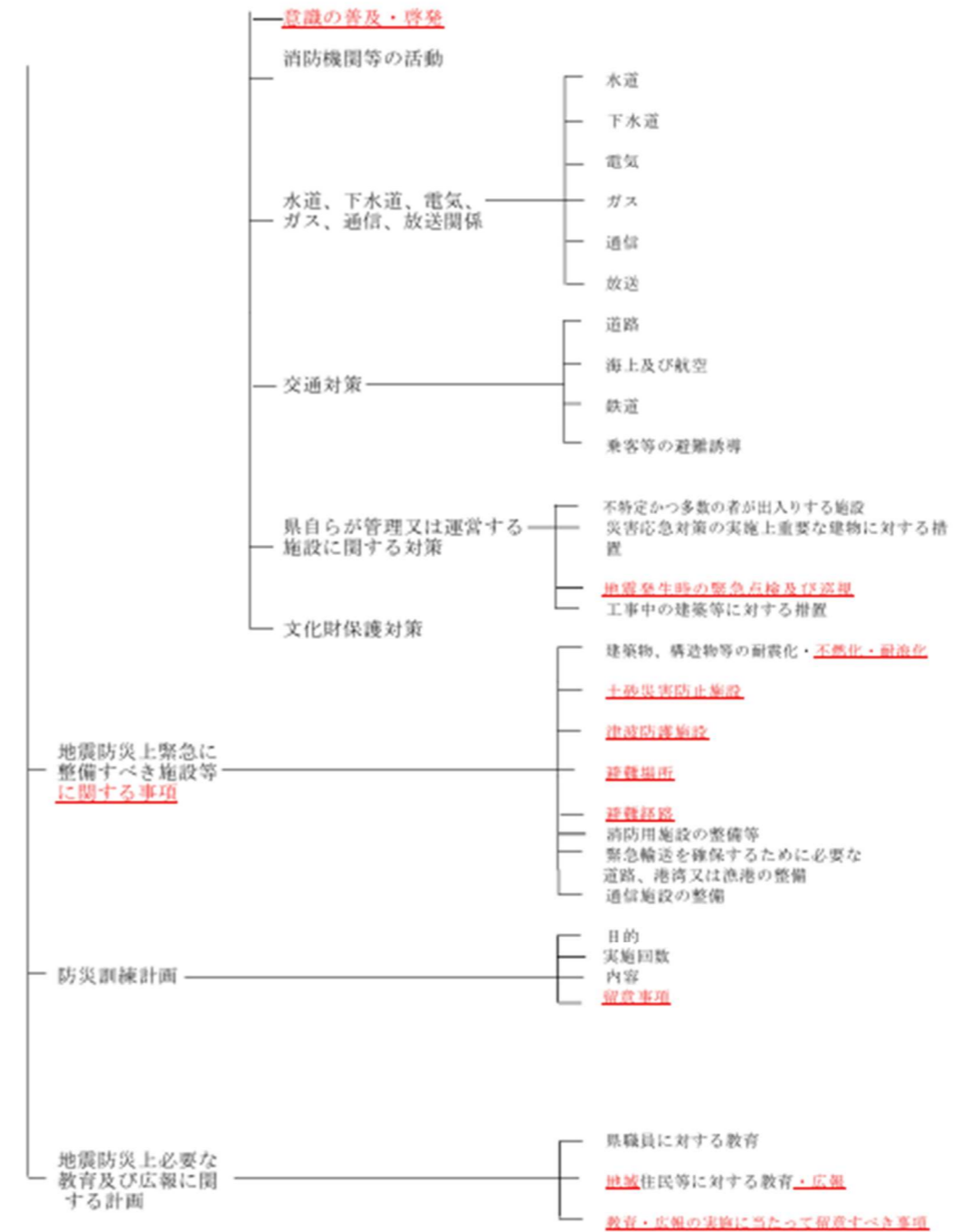
現 行	修 正 案	備 考
<p>2 錦川鉄道株式会社 西日本旅客鉄道㈱と同様の対策を講じる。 部外関係機関との連絡系統図</p>	<p>2 錦川鉄道株式会社 西日本旅客鉄道㈱と同様の対策を講じる。 部外関係機関との連絡系統図</p>	<p>社名変更</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画（3-20-1）</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総則 <ul style="list-style-type: none"> <li>推進計画の目的</li> <li>防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</li> <li>南海トラフ地震の概要</li> </ul> </li> <li>災害対策本部等の設置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部等の設置</li> <li>災害対策本部等の組織及び運営</li> <li>災害応急対策要員の参集 <ul style="list-style-type: none"> <li>参集計画</li> <li>自己の判断による参集</li> </ul> </li> <li>大島防災センターの活用</li> </ul> </li> <li>地震発生時の応急対策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>施設の緊急点検・巡視</li> <li>二次災害の防止</li> <li>救助・救急・消火・医療活動</li> <li>物資調達</li> <li>輸送活動</li> <li>保健衛生・防疫活動</li> </ul> </li> <li>資機材、人員等の配備手配 <ul style="list-style-type: none"> <li>物資等の調達手配</li> <li>人員の配備</li> <li>災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</li> </ul> </li> <li>応援要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>応援協定</li> <li>自衛隊の災害派遣</li> <li>緊急消防援助隊、広域緊急援助隊</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>津波からの防護のための施設の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者が講ずる措置等</li> <li>が定める事項</li> </ul> </li> <li>津波に関する情報の伝達等 <ul style="list-style-type: none"> <li>津波に関する情報の正確かつ広範伝達</li> <li>船舶に対する津波警報等の伝達</li> <li>船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置</li> <li>管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</li> </ul> </li> <li>避難対策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域等の指定</li> <li>津波ハザードマップの作成・周知</li> <li>津波避難計画の作成</li> <li>津波避難ビル等の指定</li> <li>民間事業者等の対策計画の作成</li> <li>津波避難に関する意識啓発等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>第20章 南海トラフ地震防災対策推進計画（3-20-1）</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総則 <ul style="list-style-type: none"> <li>推進計画の目的</li> <li>防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</li> <li>南海トラフ地震の概要</li> </ul> </li> <li>災害対策本部等の設置等 <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部等の設置</li> <li>災害対策本部等の組織及び運営</li> <li>災害応急対策要員の参集 <ul style="list-style-type: none"> <li>参集計画</li> <li>自己の判断による参集</li> </ul> </li> <li>大島防災センターの活用</li> </ul> </li> <li>地震発生時の応急対策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生時の応急対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の収集・伝達</li> <li>施設の緊急点検・巡視</li> <li>二次災害の防止</li> <li>救助・救急・消火・医療活動</li> <li>物資調達</li> <li>輸送活動</li> <li>保健衛生・防疫活動</li> </ul> </li> <li>資機材、人員等の配備手配 <ul style="list-style-type: none"> <li>物資等の調達手配</li> <li>人員の配備</li> <li>災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置</li> </ul> </li> <li>応援要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>応援協定</li> <li>自衛隊の災害派遣</li> <li>緊急消防援助隊、広域緊急援助隊</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>津波からの防護のための施設の整備等 <ul style="list-style-type: none"> <li>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者が講ずる措置等が定める事項</li> </ul> </li> <li>津波に関する情報の伝達等 <ul style="list-style-type: none"> <li>津波に関する情報の正確かつ広範伝達</li> <li>船舶に対する津波警報等の伝達</li> <li>船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置</li> <li>管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</li> </ul> </li> <li>避難対策等 <ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域等の指定</li> <li>津波ハザードマップの作成・周知</li> <li>津波避難計画の作成</li> <li>津波避難ビル等の指定</li> <li>民間事業者等の対策計画の作成</li> <li>津波避難に関する意識啓発等</li> </ul> </li> <li>避難場所及び避難所の運営・安全確保</li> </ul> </li> </ul>	<p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p>

現 行



修 正 案



備 考

現 行	修 正 案	備 考																															
<p>第1節 総則</p> <p>第1項 推進計画の目的（3-20-3）</p> <p>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>※推進地域</p> <p>平成26年3月28日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。 （1都2府26県707市町村（平成26年3月28日現在））</p> <p>第3節 南海トラフ地震の概要</p> <p>第2項 地震発生確率（3-20-4）</p> <p>国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。</p> <table border="1" data-bbox="157 724 1270 947"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領 域 名</th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ</td> <td>8～9クラス</td> <td>3.0%程度</td> <td>7.0～8.0%</td> <td>9.0%程度 もしくはそれ以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2021年1月1日時点の評価</p> <p>第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定</p> <p>被害は、死者が最大で614人と想定され、このうち582人（95%）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で5,926棟と想定され、このうち津波によるものが3,454棟と最も多く、次に多いのが1,771棟の液状化によるものである。</p> <p>ライフラインや交通施設の被害は、主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約16.8万人（1日後）、経済被害額は約1.2兆円と想定される。</p> <p>1 震度分布（図2）</p> <p>南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。</p> <p>柳井市で震度6強が、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6弱が、その他の市町でも震度5強ないし5弱の揺れが想定されている。</p> <p>2 津波の高さ（図3、図4）</p> <p>本県瀬戸内海沿岸の市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）で3.8～3.0mの最高津波水位が想定されている。</p> <p>3 津波が到達するまでの時間</p> <p>最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は11.6分となっている。また、地震発生後に±2.0cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは1.8分となっている。</p>	領 域 名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ	8～9クラス	3.0%程度	7.0～8.0%	9.0%程度 もしくはそれ以上	<p>第1節 総則</p> <p>第1項 推進計画の目的（3-20-3）</p> <p>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</p> <p>※推進地域</p> <p>平成26年3月28日に、下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町及び平生町が推進地域の指定を受ける。 （1都2府27県723市町村（令和7年7月1日現在））</p> <p>第3節 南海トラフ地震の概要</p> <p>第2項 地震発生確率（3-20-4）</p> <p>国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会では、今後の地震発生確率を次のとおり評価している。</p> <table border="1" data-bbox="1472 697 2585 1033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">領 域 名 <u>（モデル名）</u></th> <th rowspan="2">長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）</th> <th colspan="3">地震発生確率</th> </tr> <tr> <th>10年以内</th> <th>30年以内</th> <th>50年以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ <u>（すべり量依存BP Tモデル）</u></td> <td>8～9クラス</td> <td>ほぼ0～4.0%</td> <td>6.0～9.0%程度以上</td> <td>9.0%程度 もしくはそれ以上</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ <u>（BPTモデル（ケースⅢ））</u></td> <td>8～9クラス</td> <td>0.2～1.0%</td> <td>2.0～5.0%</td> <td>6.0～9.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2026年1月1日時点の評価</p> <p>第3項 南海トラフ巨大地震の被害想定</p> <p>被害は、死者が最大で502人と想定され、このうち474人（94%）が津波によるものである。建物の全壊・焼失棟数は最大で9,738棟と想定され、このうち津波によるものが5,844棟と最も多く、次に多いのが3,124棟の液状化によるものである。</p> <p>ライフラインや交通施設の被害は、主に揺れの大きい県東部や津波の影響を受ける沿岸部において多く、避難者は約24.6万人（1日後）、経済被害額は約1.9兆円と想定される。</p> <p>1 震度分布（図2）</p> <p>南海トラフ巨大地震は、東海、東南海、南海、日向灘等のトラフ沿いに震源を持つマグニチュード9クラスの地震を想定しており、本県は震源からの距離が比較的離れているが、揺れ、液状化、津波による影響を受ける。</p> <p>柳井市で震度6強が、岩国市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町で震度6弱が、その他の市町でも震度5強ないし5弱などの揺れが想定されている。</p> <p>2 津波の高さ（図3、図4）</p> <p>本県瀬戸内海沿岸の市町ごとに設定している主要な港湾・漁港等（代表地点）で3.7～1.5mの最高津波水位が想定されている。</p> <p>3 津波が到達するまでの時間</p> <p>最高津波水位が県内沿岸に最も早く到達する時間は11.7分となっている。また、地震発生後に±3.0cm（海辺にいる人の人命に影響する恐れのある水位の変化）の変動が生じるまでの時間で最短となるのは4.7分となっている。</p>	領 域 名 <u>（モデル名）</u>	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			10年以内	30年以内	50年以内	南海トラフ <u>（すべり量依存BP Tモデル）</u>	8～9クラス	ほぼ0～4.0%	6.0～9.0%程度以上	9.0%程度 もしくはそれ以上	南海トラフ <u>（BPTモデル（ケースⅢ））</u>	8～9クラス	0.2～1.0%	2.0～5.0%	6.0～9.0%	<p>国の推進地域追加に伴う修正</p> <p>長期評価の一部改訂に伴う修正</p> <p>県被害想定結果の反映</p>
領 域 名			長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率																													
	10年以内	30年以内		50年以内																													
南海トラフ	8～9クラス	3.0%程度	7.0～8.0%	9.0%程度 もしくはそれ以上																													
領 域 名 <u>（モデル名）</u>	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率																															
		10年以内	30年以内	50年以内																													
南海トラフ <u>（すべり量依存BP Tモデル）</u>	8～9クラス	ほぼ0～4.0%	6.0～9.0%程度以上	9.0%程度 もしくはそれ以上																													
南海トラフ <u>（BPTモデル（ケースⅢ））</u>	8～9クラス	0.2～1.0%	2.0～5.0%	6.0～9.0%																													

現 行

4 人的被害（被害が最大となるもの）

（単位：人）

区 分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	備考
死者数	28	582	4	0	0	614	夏12時
負傷者数	1,353	118	6	0	0	1,477	冬深夜

※早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

（新設）

5 建物被害（被害が最大となるもの）

（単位：棟）

区 分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	609	3,454	1,771	61	31	5,926	冬18時
半壊棟数	7,168	32,968	2,761	124	—	43,021	

6 ライフライン施設被害

区 分	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
上水道 断水人口	210,612人 14.5%	159,116人 11.0%	75,841人 5.2%	8,974人 0.6%
下水道 支障人口	6,275人 0.7%	6,275人 0.7%	6,275人 0.7%	0人 -
電力 停電軒数	14,432軒 1.6%	9,599軒 1.1%	0軒 -	0軒 -
固定電話 不通回線	9,381回線 2.0%	7,615回線 1.6%	7,615回線 1.6%	0回線 -
ガス 供給停止戸数	0戸 -	0戸 -	0戸 -	0戸 -

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

7 交通施設被害

区 分	津波浸水域外	津波浸水域
道路	344箇所	115箇所
鉄道	新幹線	5箇所
	在来線	183箇所

8 生活支障等

区 分	1日後	1週間後	1ヶ月後	
避難者	避難所避難	111,571人	17,127人	5,482人
	避難所外避難	56,073人	5,179人	12,790人
	合計	167,643人	22,306人	18,272人

修 正 案

4 人的被害（被害が最大となるもの）

（単位：人）

区 分	建物倒壊	津波※	土砂災害	火災	ブロック塀倒壊等	合計	備考
死者数	26	474	2	0	0	502	冬・深夜
負傷者数	1,362	4	3	11	67	1,446	盆・夜

※早期避難率は低い（「すぐに避難する」20%、「避難するがすぐに避難しない」50%、「切迫避難あるいは避難しない」30%）条件で算定

5 災害関連死

災害関連死者数	
最小	最大
641人	1,282人

6 建物被害（被害が最大となるもの）

（単位：棟）

区 分	揺れ	津波	液状化	土砂災害	火災	合計	備考
全壊・焼失棟数	493	5,844	3,124	29	248	9,738	冬・夕方
半壊棟数	5,233	32,768	11,073	64	—	49,137	

7 ライフライン施設被害

区 分	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
上水道 断水人口	85,592人 6.4%	48,519人 3.6%	9,446人 0.7%	0人 -
下水道 支障人口	4,244人 0.5%	4,212人 0.5%	4,166人 0.5%	0人 -
電力 停電軒数	13,443軒 1.4%	6,925軒 0.7%	0軒 -	0軒 -
固定電話 不通回線	7,546回線 1.8%	4,995回線 1.2%	4,995回線 1.2%	0回線 -
ガス 供給停止戸数	4,672戸 3.0%	4,672戸 3.0%	4,672戸 3.0%	0戸 -

※1日後以降の停電軒数及び不通回線数は、津波により建物全壊した停電軒数、不通回線数を応急復旧対象外として除いている。

8 交通施設被害

道 路	箇所数	
道路	316箇所	
鉄道	新幹線	3箇所
	在来線	172箇所

9 生活支障等

区 分	1日後	1週間後	1ヶ月後	
避難者	避難所避難	160,290人	97,723人	39,687人
	避難所外避難	85,433人	34,387人	92,603人
	合計	245,720人	132,110人	132,290人

現 行

災害廃棄物 発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	61万トン	222～471万トン

9 経済被害（直接被害）

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合計
約1.0兆円	約0.2兆円	約1.2兆円

10 防災・減災対策による被害軽減効果

(1) 早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者582人が0人に減少【100%減】

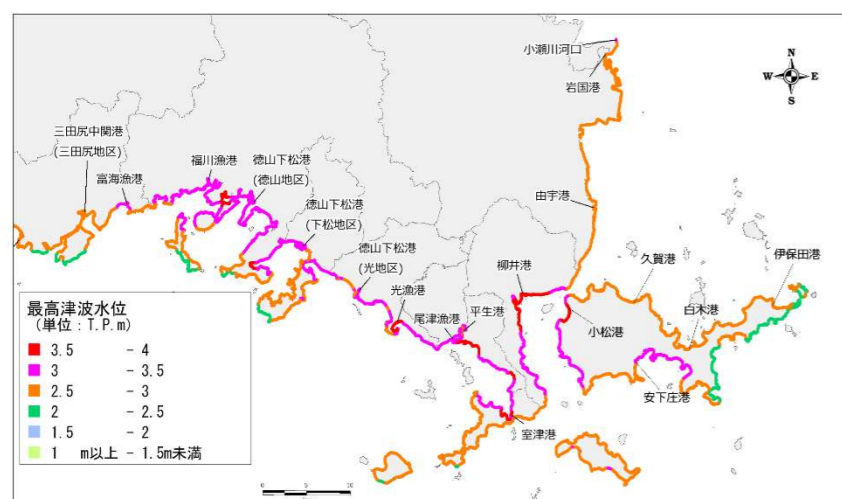
(2) 建物の耐震化等による死者数の軽減（建物倒壊）

建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を100%まで向上させると死者2.8人が0人に減少【100%減】

図3 最高津波水位分布（西部）（3-20-7）



図4 最高津波水位分布（東部）（3-20-8）



修 正 案

災害廃棄物 発生量	災害廃棄物（がれき等）	津波堆積物（土砂・泥状物等）
	192.1万トン	234.3万トン

10 経済被害（直接被害）

被災地において、公共、民間を通じて損壊・喪失した施設や資産を震災前と同水準まで回復させるために必要な費用の推計

民間部門	公共部門	合計
約1.3兆円	約0.6兆円	約1.9兆円

11 防災・減災対策による被害軽減効果

(1) 早期避難による死者数の軽減（津波）

早期避難率を100%（全員が地震発生後にすぐに避難を開始）まで向上させると死者474人が134人に減少【約72%減】

(2) 建物の耐震化等による死者数の軽減（建物倒壊）

建物の耐震化率及び家具等の転倒・落下防止対策実施率を100%まで向上させると死者2.6人が0人に減少【100%減】

図3 最高津波水位分布（西部）（3-20-7）



図4 最高津波水位分布（東部）（3-20-8）



現 行	修 正 案	備 考
<p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1項 地震発生時の応急対策（3-20-8）</p> <p>2 施設の緊急点検・巡視</p> <p>県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする</p> <p>6 輸送活動</p> <p>(3) 西部石油 <u>山口製油所</u>（山陽小野田市）</p> <p>第3項 応援要請</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国四国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</p> <p>【震災対策編 第3編 第6章 第1・2節を準用する】</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1項 津波からの防護のための施設の整備等（3-20-10）</p> <p>1 <u>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等（自動・遠隔操作によるもの及び安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集をするものとする。</u></p> <p><u>また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。</u></p> <p>2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。</p> <p>(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</p> <p>(2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等 <u>必要な施設整備等</u> の方針・計画</p> <p>(3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画</p> <p>(5) 同報無線の整備等の方針及び計画</p> <p>(6) 津波に関する情報入手の手段</p> <p>第2項 津波に関する情報の伝達等</p> <p>津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4節第1項の1のとおりとするほか、県は、次の事項にも配慮する。</p> <p>1 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。</p> <p>2 船舶に対する津波警報等の伝達</p> <p>3 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置</p> <p>4 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握</p> <p>【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節を準用する】</p>	<p>第4節 地震発生時の応急対策等</p> <p>第1項 地震発生時の応急対策（3-20-8）</p> <p>2 施設の緊急点検・巡視</p> <p>県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする</p> <p><u>職員の安全確保のための津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p> <p>6 輸送活動</p> <p>(3) 西部石油 <u>山陽小野田事業所</u>（山陽小野田市）</p> <p>第3項 応援要請</p> <p><u>4 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整しておく。</u></p> <p>5 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁、代表消防機関、県警察及び中国四国管区警察局と連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。</p> <p>【震災対策編 第3編 第6章 第1・2節を準用する】</p> <p>第5節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第1項 津波からの防護のための施設の整備等（3-20-10）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。</p> <p>(1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画</p> <p>(2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画</p> <p>(3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法</p> <p><u>(4) 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置</u></p> <p>(5) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の整備の方針及び計画</p> <p>(6) 同報無線の整備等の方針及び計画</p> <p>(7) 津波に関する情報入手の手段</p> <p>第2項 津波に関する情報の伝達等</p> <p>津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第4節第1項の1のとおりとするほか、県は、次の事項にも配慮する。</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと。</u></p> <p><u>6 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すこと。</u></p> <p><u>7 必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障害者や海水浴客への津波警報等の伝達を行うこと。この際、伝達実施者の安全に配慮する。</u></p>	<p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>名称変更</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第3項 避難対策等 (3-20-10)</p> <p>6 県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町に協力するものとする。</p> <p>なお、この場合、高齢者、<u>子ども</u>、病人、障害者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。</p> <p>また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4項 消防機関等の活動 (3-20-11)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3項 避難対策等 (3-20-10)</p> <p>6 県は、市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町に協力するものとする。</p> <p>なお、この場合、高齢者、<u>子ども</u>、病人、障害者等要配慮者に対する支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間に配慮した対応を実施する。</p> <p>また、県は災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。</p> <p><u>9 住民等の避難行動等の検討に当たって留意すべき事項</u></p> <p><u>(1) 各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していく。</u></p> <p><u>(2) 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建築物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進する。</u></p> <p><u>(3) 推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。</u></p> <p><u>(4) 避難行動要支援者の避難支援等、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。</u></p> <p><u>(5) 推進計画に避難誘導方法について定めるに当たっては、市町の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意する。</u></p> <p><u>(6) 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とすること。</u></p> <p><u>その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施すること。</u></p> <p><u>第4項 避難場所及び避難所の運営・安全確保</u></p> <p><u>避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たって、次の事項にも留意する。</u></p> <p><u>1 避難行動要支援者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。</u></p> <p><u>2 避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策について留意する。</u></p> <p><u>3 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p><u>4 避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。</u></p> <p><u>5 夏季における避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮する。</u></p> <p><u>6 孤立するおそれのある集落、離島や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮する。</u></p> <p><u>7 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮する。</u></p> <p><u>第5項 意識の普及・啓発</u></p> <p><u>県は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、周知を行う。</u></p> <p>第6項 消防機関等の活動 (3-20-11)</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 県は、市町の消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の</u></p>	<p>表現の適正化</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏ま</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係 1～3 (略)</p> <p>3 ガス <u>(1) ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。</u> <u>(2) 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置</u> 【震災対策編 第3編 第17章 第2節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>4 通信 (1) 指定公共機関西日本電信電話株式会社山口支店が行う措置【震災対策編 第3編 第17章 第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。 (2) 県が行う支援の措置 【震災対策編 第3編 第2章 第3節】に定める措置を講じる。</p> <p>5 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。 (2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>第6項 交通対策（3-20-12） 1 道路 県公安委員会及び道路管理者は、<u>津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知するものとする。</u></p> <p>2 海上及び航空 (1) 徳山・広島・門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。 (2) 空港管理者は、津波の襲来するおそれがある場合、<u>速やかに</u>飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある旨を周知する。</p> <p>3 鉄道 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止<u>その他</u>運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。</p> <p>4 乗客等の避難誘導 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。 【震災対策編 第3編 第7章 第1～6節を準用する】</p> <p>第7項 県自らが管理又は運営する施設に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 県が管理する庁舎、会館、社会教育施設（博物館、美術館、図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。 (1) 各施設に共通する事項 ア 津波警報等の入場者等への伝達 <u>(新設)</u>  <u>(7) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討するものとする。</u></p>	<p><u>更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る取り組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。</u></p> <p>第7項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係 1～3 (略)</p> <p>4 ガス <u>(削除)</u> 指定地方公共機関山口合同ガス株式会社が行う措置 【震災対策編 第3編 第17章 第2節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>5 通信 (1) 指定公共機関NTT西日本株式会社山口支店が行う措置【震災対策編 第3編 第17章 第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。 (2) 県が行う支援の措置 【震災対策編 第3編 第2章 第3節】に定める措置を講じる。</p> <p>6 放送 (1) 指定公共機関日本放送協会山口放送局が行う措置【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。 (2) 指定地方公共機関山口放送株式会社、テレビ山口株式会社、株式会社エフエム山口、山口朝日放送株式会社が行う措置【震災対策編 第3編 第2章 第4節、第5節】及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p>第8項 交通対策（3-20-12） 1 道路 県公安委員会及び道路管理者は、<u>津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。なお、必要に応じ隣接する警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。</u></p> <p>2 海上及び航空 (1) 徳山・広島・門司海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等、必要な措置を実施するものとする。 (2) 空港管理者は、津波が襲来するおそれがある飛行場の<u>速やかな</u>閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある旨を周知する。</p> <p>3 鉄道 走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止<u>等</u>の運行上の措置、各事業者が策定する対策計画に定める措置を講じる。</p> <p>4 乗客等の避難誘導 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。 【震災対策編 第3編 第7章 第1～6節を準用する】</p> <p>第9項 県自らが管理又は運営する施設に関する対策 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設 県が管理する庁舎、会館、社会教育施設（博物館、美術館、図書館等）、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。 (1) 各施設に共通する事項 ア 津波警報等の入場者等への伝達 <u>(7) 海岸近くにある施設については、津波警報等の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに避難するよう、入場者等に対し伝達する。</u> <u>(4) 入場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を検討するものとする。</u> <u>(7) 避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>えた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>社名変更</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>(4) 避難場所や避難路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討するものとする。  <u>なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示するものとする。</u></p> <p>イ 入場者等の<u>安全確保のための退避等</u>の措置  ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置  エ 出火防止措置  オ 水、食料等の備蓄  カ 消防用設備の点検、整備  キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(2) 個別事項  ア 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、  (ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難<u>の安全に関する</u>措置  (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置  イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全<u>の</u>確保のための必要な措置  なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置  (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする  また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。  ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保  イ 無線通信機等通信手段の確保  ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保  (2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所<u>の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</u>  <u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 工事中の建築等に対する措置  工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。  【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】</p> <p>第<u>8</u>項 文化財保護対策（3-20-13）  文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、県は以下のような対策を推進する。  1～7（略）</p> <p>第6節 時間差発生等<u>への対応</u>  第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等  南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。  <u>(新設)</u></p> <p><u>2</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</p>	<p>イ 入場者等の<u>避難のため</u>の措置  ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置  エ 出火防止措置  オ 水、食料等の備蓄  カ 消防用設備の点検、整備  キ 非常用発電装置の整備、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>(2) 個別事項  ア 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、  (ア) 当該学校等が、所在市町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難<u>誘導のための必要な</u>措置  (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置  イ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保<u>及び避難誘導</u>のための必要な措置  なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。</p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置  (1) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。<u>なお、県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。</u>  また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。  ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保  イ 無線通信機等通信手段の確保  ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保  (2) 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所<u>が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとる。</u>  <u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> 地震発生時の緊急点検及び巡視  <u>地震発生時の緊急点検及び巡視は第4節第1項の2のとおりとする。</u></p> <p><u>4</u> 工事中の建築等に対する措置  工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。  【震災対策編 第3編 第1章 第1節を準用する】</p> <p>第<u>10</u>項 文化財保護対策（3-20-13）  文化財に係る、災害による被害軽減を図るため、県は以下のような対策を推進する。  1～7（略）</p> <p>第6節 時間差発生等<u>における円滑な避難の確保等</u>  第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等  南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は【震災対策編 第3編 第2章 第1～5節】を準用する。</p> <p><u>2</u> 情報伝達に当たって留意すべき事項  <u>(1) 防災行政無線、緊急速報メール等の活用により、伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行い得るものとするよう留意する。</u>  <u>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>3</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知</p>	

現 行	修 正 案	備 考
<p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報<u>など</u>地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （略）</p> <p><u>4</u> 災害応急対策をとるべき期間等 （略）</p> <p><u>5</u> 県のとるべき措置 （略）</p> <p><u>6</u> 消防機関等の活動 （略）</p> <p><u>7 警備対策</u> 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。 ア 正確な情報の収集及び伝達 イ 不法事案等の予防及び取締り ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p><u>8</u> 水道、電気、ガス、通信、放送関係 (1) 水道 必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u> 電気 （略）</p> <p><u>(3)</u> ガス （略）</p> <p><u>(4)</u> 通信 指定公共機関 <u>西日本電信電話</u>株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第17章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p><u>(5)</u> 放送 （略）</p> <p><u>9</u> 金融 （略）</p> <p><u>10</u> 交通 （略）</p> <p><u>1.1</u> 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。 ア 各施設に共通する事項 (ア)～(カ) （略） (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備  (ク) 各施設における緊急点検、巡視</p>	<p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報<u>等</u>の地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については【震災対策編 第3編 第2章 第5節】を準用する。</p> <p><u>4 周知に当たって留意すべき事項</u> <u>(1)地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。</u> <u>(2)地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。</u> <u>(3)外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、県のウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等様々な周知手段を活用するよう努める。</u></p> <p><u>5</u> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等 （略）</p> <p><u>6</u> 災害応急対策をとるべき期間等 （略）</p> <p><u>7</u> 県のとるべき措置 （略）</p> <p><u>8</u> 消防機関等の活動 （略）</p> <p><u>9 県警察の活動</u> 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。 ア 正確な情報の収集及び伝達 イ 不法事案等の予防及び取締り ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p><u>1.0</u> 水道、<u>下水道</u>、電気、ガス、通信、放送関係 (1) 水道 必要な飲料水を供給する体制を確保するものとし、【震災対策編 第3編 第17章 第3節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p><u>(2) 下水道</u> <u>下水道管理者は、【震災対策編 第3編 第17章 第4節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</u></p> <p><u>(3)</u> 電気 （略）</p> <p><u>(4)</u> ガス （略）</p> <p><u>(5)</u> 通信 指定公共機関 <u>NTT 西日本</u>株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第17章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p> <p><u>(6)</u> 放送 （略）</p> <p><u>1.1</u> 金融 （略）</p> <p><u>1.2</u> 交通 （略）</p> <p><u>1.3</u> 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策 (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設 県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。 ア 各施設に共通する事項 (ア)～(カ) （略） (キ) 非常用発電装置、<u>非常用通信手段の確保</u>、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備 (ク) 各施設における緊急点検、巡視</p>	<p>社名変更</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>1 2</u> 滞留旅客等に対する措置 (略)</p> <p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>の整備計画</u> (3-20-16) 具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</p> <p>1 建築物、構造物等の耐震化 【震災対策編 第2編 第5章 第1～4節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>2</u> 避難場所の整備 【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>3</u> 避難路の整備 【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>4</u> 津波対策施設 【震災対策編 第2編 第17章 第3節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>5</u> 消防用施設の整備等 県は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。</p> <p><u>6</u> 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備 県は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。</p> <p><u>7</u> 通信施設の整備 県、市町、その他防災関係機関は第4節第1項に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。</p> <p>第8節 防災訓練計画</p> <p>1 県及び防災関係機関は、<u>地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p><u>2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。</u></p> <p><u>3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。</u></p> <p><u>4</u> 県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。 訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章 第1節】に明記してあるものとする。</p> <p>(1) <u>動員</u>訓練及び本部運営訓練</p> <p>(2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、<u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(3) 警備及び交通規制訓練 なお、県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。 【震災対策編 第2編 第3章 第1節を準用する】</p>	<p>イ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>1 4</u> 滞留旅客等に対する措置 (略)</p> <p>第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等<u>に関する事項</u> (3-20-16) 具体的な施設整備等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。</p> <p>1 建築物、構造物等の耐震化・<u>不燃化・耐浪化</u> 【震災対策編 第2編 第5章 第1～4節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>2 土砂災害防止施設</u></p> <p><u>3</u> 津波防護施設 【震災対策編 第2編 第17章 第3節】に定めるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>4</u> 避難場所 【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。 <u>避難場所の整備に当たっては、次の事項を留意する。</u></p> <p>(1) <u>レベル2の津波にも対応できる避難場所として、指定行政機関及び地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。</u></p> <p>(2) <u>地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて、延焼被害軽減対策等に取り組む。</u></p> <p><u>5</u> 避難経路 【震災対策編 第2編 第4章 第1～9節、第17章 第3節】に定めるところによるもののほか、別に整備計画を定めるものとする。</p> <p><u>6</u> 消防用施設の整備等 県は、消防用施設及び消防用資機材の整備事業計画を、別に定めるものとする。</p> <p><u>7</u> 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備 県は、緊急輸送道路等の整備事業計画を、別に定めるものとする。</p> <p><u>8</u> 通信施設の整備 県、市町、その他防災関係機関は第4節第1項に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設の整備計画を、別に定めるものとする。</p> <p>第8節 防災訓練に関する事項</p> <p>1 県は、<u>地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。</u> <u>(取消)</u> <u>(取消)</u></p> <p><u>2</u> 県は市町、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、市町、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練など、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。 訓練の内容については、次に掲げるもの等、【震災対策編 第2編 第3章 第1節】に明記してあるものとする。</p> <p>(1) <u>要因参集</u>訓練及び本部運営訓練</p> <p>(2) 津波警報又は南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) <u>及び</u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の情報収集、伝達訓練</p> <p>(3) 警備及び交通規制訓練 なお、県は、市町が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と指導を行うものとする。 【震災対策編 第2編 第3章 第1節を準用する】</p> <p><u>3 防災訓練の実施に当たっては、次の事項を留意する。</u></p> <p>(1) <u>津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々に定着させるよう工夫する。</u></p>	<p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p> <p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p>

現 行	修 正 案	備 考
<p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画（3-20-17）</p> <p>2 住民等に対する教育</p> <p>県は、市町と協力して、<u>住民等に対する教育を実施するとともに市町等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。</u></p> <p><u>防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。</u></p> <p>なお、<u>その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(2) 地震・津波に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合に防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6) 正確な情報入手の方法</u></p> <p><u>(7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p><u>(8) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u></p> <p><u>(9) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識</u></p> <p><u>(10) 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>(11) 平素住民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p><u>(12) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容</u></p> <p><u>(13) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等</u></p> <p><b>【震災対策編 第2編 第17章 第1・2節を準用する】</b></p> <p>3 児童、生徒等に対する教育</p> <p><b>【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。</b></p> <p>4 防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p><b>【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。</b></p> <p>5 自動車運転者に対する教育</p> <p><b>【震災対策編 第2編 第1章 第1～3節】に定めるところによるものとする。</b></p> <p>6 相談窓口の設置</p> <p>県及び市町は、<u>地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。</u></p>	<p><u>(2) 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。</u></p> <p><u>(3) 市町、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(5) 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の都府県等との連携を図ることに努める。</u></p> <p><u>(6) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画（3-20-17）</p> <p>2 <u>地域住民等に対する教育・広報</u></p> <p>県は、市町等と協力し、<u>ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等の確かな判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。また、市町等に対し必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>なお、<u>実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。</u></p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</u></p> <p><u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(5) 正確な情報の入手方法</u></p> <p><u>(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u></p> <p><u>(7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識</u></p> <p><u>(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識</u></p> <p><u>(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容及び実施方法</u></p> <p><u>(10) 避難生活に関する知識</u></p> <p><u>(11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容</u></p> <p><u>(12) 被災者への行政からの支援制度、相談窓口等</u></p> <p><b>【震災対策編 第2編 第17章 第1・2節を準用する】</b></p> <p>3 <u>教育・広報の実施に当たって留意すべき事項</u></p> <p><u>(1) 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。</u></p> <p><u>(2) 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。</u></p> <p><u>(3) 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p><u>(4) 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(5) 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。</u></p> <p><u>(6) 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。</u></p> <p><u>(7) 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。</u></p> <p><u>(8) 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。</u></p>	<p>国の改定後の作成例を踏まえた修正</p>

現 行

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-4）

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
(略)				
総務部	学事文書	学事文書課	14 <u>山口県立大学</u> 及び私立学校等における復旧・復興対策に関すること。 15 災害関係文書の処理に関すること。	
(略)				
土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 14 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 15 流域 <u>下水道</u> の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 16 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。	

第2章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談（4-2-3）

機関名	措置事項
(略)	
警察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第6項 生活資金の確保（4-2-6）

3 県市町中小企業勤労者小口資金

(3) 利 率 年1.24%（保証料別途）

第12項 その他の生活支援（4-2-11）

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（西日本電信電話株式会社）】

修 正 案

第4編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び所掌事務（4-1-4）

部	班	担当課	部の所掌事務	地方機関
(略)				
総務部	学事文書	学事文書課	14 <u>山口県立大学（附属高校を含む）</u> 及び私立学校等における復旧・復興対策に関すること。 15 災害関係文書の処理に関すること。	
(略)				
土木建築対策部	都市施設対策	都市計画課	13 避難地、避難施設となった都市公園施設の安全対策に関すること。 14 都市公園、公共下水道等の都市施設に係る被害調査の取りまとめ及び復旧・復興対策に関すること。 15 流域 <u>下水道施設</u> の被害調査及び復旧・復興対策に関すること。 16 被災地の市街地復興計画の策定に関すること。	

第2章 被災者の生活再建計画

第1節 被災者の生活確保

第1項 生活相談（4-2-3）

機関名	措置事項
(略)	
警察	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。
<u>中国四国管区行政評価局</u> <u>（山口行政監視行政相談センター）</u>	<u>被災者に対する各種支援措置の案内等に対する特別行政相談活動を行うものとする。</u>
指定公共機関 指定地方行政機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。

第6項 生活資金の確保（4-2-6）

3 県市町中小企業勤労者小口資金

(3) 利 率 年1.32%（保証料別途）

第12項 その他の生活支援（4-2-11）

4 電話料金等の減免

【指定公共機関（NTT 西日本株式会社）】

備 考

周防大島高校の設置者変更に伴う修正

表現の適正化

防災基本計画に準拠

利率変更

社名変更